

那覇市公報

第 1 6 9 6 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する 条例（上下水道局 総務課）	729
--	-----

◇告 示◇

○市道の極少指定に関する告示（道路管理課）	732
○平成 29 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)（財政課）	733
○身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）	736
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について （保護管理課）	737
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について （保護管理課）	738
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について （保護管理課）	739
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について （保護管理課）	740
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について （保護管理課）	741

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について（保護管理課）	742
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について（保護管理課）	744
○平成 29 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）（国民健康保険課）	744

◇公 告◇

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）	746
○制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について（クリーン推進課）	747
○福祉施設等との随意契約の公表について（公園管理課）	748
○都市計画の図書の写しの縦覧について（都市計画課）	749
○那覇広域都市計画地区計画の変更について（都市計画課）	749

◇上下水道局規程◇

○那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程	750
○那覇市上下水道局臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程	779

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の異動について	782
○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について	782
○那覇市排水設備指定工事店の異動について	783

◇教育委員会規則◇

○那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	784
---------------------------------------	-----

○那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則……………	784
---------------------------------	-----

◇教育委員会公告◇

○那覇市若狭公民館指定管理者の指定申請について……………	786
○那覇市繁多川公民館指定管理者の指定申請について……………	788

◇選挙管理委員会告示◇

○公営ポスター掲示場の設置場所について……………	790
○公営ポスター掲示場にポスターの掲示を開始することのできる日について ……………	805
○特定国外派遣隊員の不在者投票用紙等の交付及び郵送開始日について……………	806
○選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準日、登録の日について……………	806
○直接請求に要する選挙権を有する者の数について……………	807
○那覇市議会議員一般選挙の期日について……………	807
○投票用紙の色について……………	808
○投票所について……………	808
○投票管理者及びその職務代理者の氏名等について……………	810
○期日前投票所について……………	816
○期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について ……………	817
○投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について ……………	819
○選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所について……………	819
○選挙長及びその職務を代理すべき者の氏名等について……………	820
○開票事務と選挙会事務の合同について……………	820
○選挙会の場所及び日時について……………	821
○選挙運動に関する収入及び支出報告書の要旨の公表方法について……………	821

○選挙運動に関する支出金額の制限額について……………	822
○期日前投票所における投票管理者の職務を代理すべき者の氏名等の変更について……………	822

◇那覇市議会議員一般選挙選挙長告示◇

○選挙長の事務を行う場所について……………	823
○選挙立会人決定のくじを行う日時及び場所について……………	824
○候補者の届出について……………	824
○候補者届出の氏名訂正について……………	835
○候補者届出の本籍地訂正について……………	836

◇監査委員告示◇

○包括外部監査の事務を補助する者について……………	837
---------------------------	-----

◇正 誤◇

○那覇市公報第 1694 号の正誤……………	838
○那覇市公報第 1695 号の正誤……………	838

条 例

那覇市条例第15号

平成29年 6 月 30 日

公 布 済

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(1967年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(育児休業の承認を受けた職員の給与) 第17条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた職員(以下「育児休業職員」という。)には、育児休業の<u>期間中給与を支給しない。</u> 2 [略] (給与の減額) 第18条 [略] 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(育児休業の承認を受けた職員の給与) 第17条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた職員(<u>次項において「育児休業職員」という。</u>)には、<u>育児休業をしている期間については、給与を支給しない。</u> 2 [略] <u>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</u> <u>第17条の3 那覇市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成29年那覇市条例第1号)第2条の規定による承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</u> (給与の減額) 第18条 [略] 2 職員が部分休業、介護休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 3 前項の「部分休業」、「介護休暇」又は

	<u>「介護時間」とは、それぞれ次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに相当するものとして、管理者が定めるものをいう。</u> (1) <u>部分休業 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の部分休業</u> (2) <u>介護休暇 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号)第11条第1項の介護休暇</u> (3) <u>介護時間 那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第11条の2第1項の介護時間</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 137 号

平成 29 年 6 月 27 日

掲 示 済

市道の極少指定に関する告示

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 5 条第 1 項の規定による道路管理者が自動車の交通量が極めて少ないと認めて指定する道路を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 指定する路線

路 線 名	指定する区間の起点 指定する区間の終点
松川 9 号	松川 2－16－ 7 松川 2－16－15

那覇市告示第 149 号

平成 29 年 7 月 18 日

平成 29 年(2017 年) 6 月那覇市議会定例会で議決された平成 29 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 29 年度那覇市一般会計補正予算(第 1 号)

平成 29 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 69, 773 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 143, 329, 773 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		38, 018, 282	43, 808	38, 062, 090
	2 国庫補助金	6, 358, 446	38, 958	6, 397, 404
	3 委託金	116, 965	4, 850	121, 815
15 県支出金		18, 542, 520	12, 186	18, 554, 706
	2 県補助金	10, 502, 660	12, 186	10, 514, 846
16 財産収入		501, 330	1, 771	503, 101
	1 財産運用収入	361, 328	1, 771	363, 099
18 繰入金		4, 543, 577	4, 652	4, 548, 229
	2 基金繰入金	4, 542, 188	4, 652	4, 546, 840
20 諸収入		1, 355, 326	5, 856	1, 361, 182

	4 受託事業収入	40,022	506	40,528
	5 雑入	968,935	5,350	974,285
21 市債		10,997,473	1,500	10,998,973
	1 市債	10,997,473	1,500	10,998,973
歳 入 合 計		143,260,000	69,773	143,329,773

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		10,040,685	50,469	10,091,154
	1 総務管理費	7,804,935	50,469	7,855,404
3 民生費		74,223,510	947	74,224,457
	1 社会福祉費	25,110,835	947	25,111,782
4 衛生費		9,115,627	3,856	9,119,483
	1 保健衛生費	5,078,956	3,856	5,082,812
7 商工費		1,417,172	8,821	1,425,993
	1 商工費	1,417,172	8,821	1,425,993
8 土木費		15,354,529	0	15,354,529
	4 都市計画費	8,015,242	0	8,015,242
9 消防費		2,564,089	10,210	2,574,299
	1 消防費	2,564,089	10,210	2,574,299
10 教育費		16,945,343	△4,530	16,940,813
	1 教育総務費	1,775,446	506	1,775,952
	5 社会教育費	1,662,582	△12,307	1,650,275
	6 保健体育費	2,221,425	7,271	2,228,696
歳 出 合 計		143,260,000	69,773	143,329,773

第2表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 公立文化施設整備事業	297, 100	証書借入又は証券発行	年 5 % 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	202, 200	補正前に同じ		
10 教育施設整備事業	3, 673, 200				3, 769, 600			

那覇市告示第 150 号

平成 29 年 7 月 18 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき平成 29 年 6 月 28 日付け次のように指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	八巻 文貴	心臓血管外科	沖縄協同病院
2	永田 仁	呼吸器外科	沖縄協同病院
3	金城 章吾	外科	沖縄赤十字病院
4	新里 盛朗	内科	ゆずりは訪問診療所
5	高宮城 陽栄	外科	那覇市立病院
6	上江洌 一平	外科	那覇市立病院
7	知花 朝史	外科	那覇市立病院
8	島袋 耕平	内科	那覇市立病院
9	玉城 昭彦	外科	那覇市立病院
1 0	鹿川 大二郎	外科	那覇市立病院

那覇市告示第 151 号

平成 29 年 7 月 18 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称	開 設 者	指定年月日
所 在 地		
有限会社 東医堂薬局	有限会社 東医堂	平成 29 年 5 月 1 日
那覇市泊 1 丁目 6 番地 1 1 階		

那覇市告示第 152 号

平成 29 年 7 月 18 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後（ 変 更 前 ）	
調剤薬局 クオレ		平成 29 年 3 月 1 日
所在地	那覇市天久二丁目 28 番 24 号 (那覇市天久二丁目 28 番 24 号スペースチャイナビル 1 階 101 号)	
訪問看護ステーションいのり		平成 29 年 6 月 1 日
所在地	那覇市若狭一丁目 18 番 11 号コーポグランソロ 101 (那覇市西二丁目 4 番 17 号那覇ショッピングセンター 701)	

那覇市告示第 153 号

平成 29 年 7 月 18 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名	称	開設者	廃止年月日
所 在 地			
うらら薬局	有限会社アヴェイル		平成 29 年 6 月 30 日
那覇市長田二丁目 25 番 10 号 102			

那覇市告示第 154 号

平成 29 年 7 月 18 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 (変 更 前)	
調剤薬局 クオレ		平成29年3月1日
所在地	那覇市天久二丁目 28 番 24 号 (那覇市天久二丁目 28 番 24 号スペースチャイナビル 1 階 101 号)	
生協総合ケアセンター ヘルパーステーションにじ		平成28年11月30日
所在地	那覇市古波蔵四丁目 10 番 10 号 (那覇市古波蔵四丁目 113 番 3 号)	
生協総合ケアセンター 訪問看護ステーションにじ		平成28年11月30日
所在地	那覇市古波蔵四丁目 10 番 10 号 (那覇市古波蔵四丁目 113 番 3 号)	
生協総合ケアセンター デイサービスにじ		平成28年11月30日
所在地	那覇市古波蔵四丁目 10 番 10 号 (那覇市古波蔵四丁目 113 番 3 号)	

訪問看護ステーションいのり		平成29年6月1日
所在地	那覇市若狭一丁目 18 番 11 号コーポグランソロ 101 (那覇市西二丁目 4 番 17 号那覇ショッピングセンター701)	
デイサービス なんくる		平成29年7月1日
所在地	那覇市三原二丁目 7 番 23 号山城ビル1階 (繁多川五丁目 22 番 6 号サンライズ繁多川2階)	

那覇市告示第 155 号

平成 29 年 7 月 18 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
デイサービスセンター ていーだの森 (地域密着型通所介護)	平成29年4月30日
那覇市安謝二丁目 23 番 29 号	

ヘルパーステーション琉球の街 (訪問介護)	平成29年 4 月 30 日
長田一丁目 13 番 50 号 安里荘 1 階	
デイサービス琉球の街 (通所介護、介護予防通所介護、通所型サービス(みなし))	平成29年 4 月 30 日
長田一丁目 13 番 50 号 安里荘 1 階	
デイサービスなんくる 三原店 (通所介護、介護予防通所介護、通所型サービス(みなし))	平成29年 6 月 30 日
三原二丁目 7 番 23 号 山城ビル 1 階	

那覇市告示第 156 号

平成 29 年 7 月 18 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施術の種類	指定年月日
施術所名称	施術所所在地	
伊保 瞳	はり・きゅう あん摩・マッサージ	平成29年 5 月29日
(出張専業)	—	
新里 梨紗	はり・きゅう	平成29年 5 月29日
琉球治療院	那覇市銘苅二丁目 11 番 19 号 グローヴィーサイト新都心 201	
佐藤 友里	はり・きゅう	平成29年 5 月29日
琉球治療院	那覇市銘苅二丁目 11 番 19 号 グローヴィーサイト新都心 201	
新城 由紀乃	はり・きゅう	平成29年 5 月29日
琉球治療院	那覇市銘苅二丁目 11 番 19 号 グローヴィーサイト新都心 201	
田端 浩子	はり・きゅう あん摩・マッサージ	平成29年 6 月12日
株式会社フレアス	那覇市銘苅一丁目 9 番 28 号 2階	
氏家 康子	はり・きゅう あん摩・マッサージ	平成29年 6 月12日
株式会社フレアス	那覇市銘苅一丁目 9 番 28 号 2階	

那覇市告示第 157 号

平成 29 年 7 月 18 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第 2 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定施術機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 城 間 幹 子

施 術 者	施 術 所 名 称	廃止年月日
	施 術 所 所 在 地	
金城 千哉	琉球治療院	平成 28 年 8 月 1 日
	那覇市銘苅二丁目 11 番 19 号 グローヴィーサイト新都心 201	

那覇市告示第 158 号

平成 29 年 7 月 18 日

平成 29 年（2017 年）9 月那覇市議会定例会で議決された平成 29 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

平成 29 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 29 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 97,416 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 50,508,039 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 14,989,060	千円 △392,003	千円 14,597,057
	1 国庫負担金	9,368,794	△260,423	9,108,371
	2 国庫補助金	5,620,266	△131,580	5,488,686
4 療養給付費等交付金		1,175,951	△42,741	1,133,210
	1 療養給付費等交付金	1,175,951	△42,741	1,133,210
5 前期高齢者交付金		3,475,241	826,409	4,301,650
	1 前期高齢者交付金	3,475,241	826,409	4,301,650
6 県支出金		2,885,868	△65,104	2,820,764
	1 県補助金	2,340,729	△65,104	2,275,625
9 繰入金		5,060,651	947	5,061,598
	1 他会計繰入金	5,060,650	947	5,061,597
10 諸収入		3,243,124	△424,924	2,818,200
	3 雑入	3,196,421	△424,924	2,771,497
歳 入 合 計		50,605,455	△97,416	50,508,039

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 668,053	千円 947	千円 669,000
	1 総務管理費	502,514	947	503,461
2 保険給付費		26,919,706	0	26,919,706
	1 療養諸費	22,825,653	0	22,825,653
	2 高額療養費	3,783,584	0	3,783,584
3 後期高齢者 支援金等		4,666,673	△112,115	4,554,558
	1 後期高齢者支 援金等	4,666,673	△112,115	4,554,558
4 前期高齢者 納付金等		3,310	13,752	17,062
	1 前期高齢者納 付金等	3,310	13,752	17,062
歳 出 合 計		50,605,455	△97,416	50,508,039

 公 告

那覇市公告第 127 号

平成 29 年 6 月 22 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 9・7・1号 沖縄都市モノレール
- 2 施行者の名称 那覇市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - (2) 期間 平成29年 6 月 22 日～平成32年 3 月 31 日

那覇市公告第 138 号

平成 29 年 6 月 30 日

掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定により公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1. 入札に付する事項
 - (1) 件 名 : 大名橋点検調査業務委託
 - (2) 履 行 期 間 : 契約日から 90 日間
 - (3) 所 在 地 : 南風原町字大名宮城原 8－5
 - (4) 概 要 : 国土交通省「橋梁定期点検要領(案)」に基づく点検調査
 - (5) 最低制限価格 : 設けない。
2. 入札参加資格要件 ※入札公告日までに下記の資格を全て満たすこと。
 - (1) 過去 2 年間に本市その他の官公庁とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを誠実に履行していること。
 - (2) 那覇市法制契約課に委託業者の土木関係建設コンサルタント業務の業種で登録されていること、及び市内で登録されていること。
3. 入札保証金: 免除
(入札参加条件、那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 3 号による)
4. 契約保証金: 免除（那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号による）

5. 入札説明会等： 入札説明、現場説明会は行いませんので、入札案内及び仕様書を熟読し、不明な点がございましたら、入札案内に従い担当課まで問い合わせ下さい。
入札案内及び仕様書、入札書、委任状は那覇市ホームページのクリーン推進課の「お知らせ」よりダウンロードできます。
6. 入札日時： 入札案内に記載されています。
7. 担当課： クリーン推進課 管理グループ 喜屋武
TEL：098-889-3567 FAX：098-888-1274

那覇市公告第 144 号
平成 29 年 7 月 3 日
掲 示 済

福祉施設等との随意契約の公表について

那覇市契約規則第 21 条第 1 項の規定により次のとおり公表します。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 契約内容
花壇花卉植栽維持管理業務委託（その 1）、（その 2）、（その 3）、（その 4）
- 2 契約相手方の決定方法又は選定基準
 - 1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する福祉施設等であること。
 - 2) 業務の円滑な履行が可能であること。
 - 3) 本市在住の障害者の自立・自助支援を展開し、組織的な支援活動を行っている法人組織の福祉施設等であること。
 - 4) 本市と契約実績があること。または業務の円滑な履行が可能であると認められること。
- 3 申請方法
見積書(新規に申請する団体は業務履行が可能であることを証明する申請書)、福祉施設等であることを証明する書類(登記簿謄本など)及び那覇市在住の利用者受入内訳書提出(7月21日(金)まで)
- 4 契約担当課
建設管理部 公園管理課 電話 951-3239

那覇市公告第 145 号

平成 29 年 7 月 3 日

掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項及び同法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 都市計画の種類：都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の名称：那覇広域都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」
- 3 縦 覧 場 所：那覇市都市計画部都市計画課

那覇市公告第 171 号

平成 29 年 7 月 18 日

掲 示 済

那覇広域都市計画地区計画の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、同法第 17 条第 2 項の規定により、市民及び利害関係人は、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市に意見書を提出することができます。

那覇市

上記代表者 那覇市長 城間 幹子

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画地区計画 (那覇市空港南地区地区計画)
- 2 都市計画を定める土地の区域
那覇市字具志の一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課 (那覇市役所 9 階)
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成 29 年 7 月 18 日 (火) から平成 29 年 8 月 1 日 (火) まで
(午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、土・日・祝日は除く。)

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 15 号
平 成 2 9 年 6 月 3 0 日
公 布 済

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 兼次 俊正

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第2章 〔略〕 第3章 〔略〕(第3条―第12条の7) 第4章～第10章 〔略〕 付則 (勤務時間及び休憩時間) 第3条 〔略〕 2 〔略〕	目次 第1章～第2章 〔略〕 第3章 〔略〕(第3条―第12条の9) 第4章～第10章 〔略〕 付則 (勤務時間及び休憩時間) 第3条 〔略〕 2 〔略〕 <u>3 地方公務員の育児休業等に関する法律</u> <u>(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)</u> 第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、管理者が定める。 <u>4 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)</u> の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、管理者が定める。 (週休日)
(週休日)	(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 管理者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条の2 管理者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員にあつては8日以上(の週休日))を設けなければならない。ただし、勤務日(次項の勤務日をいう。)が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないようにしなければならない。

(週休日の振替)

2 上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、職員に前項又は次条の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、前条又は次条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち管理者が定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(前条又は次条の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として管理者が定める勤務時間をいう。以下同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第5条の2 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び就業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下同じ。)をさせるものとする。ただし、当該職員の配偶者で当該子の親である者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

第4条の3 管理者は、職員に前項又は次条の規定による週休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、前条又は次条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)のうち管理者が定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(前条又は次条の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として管理者が定める勤務時間をいう。以下同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第5条の2 管理者は、次の各号に掲げる職員が、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に継続している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号の養子縁組里親である職員に委託されている児童及び同法第1号の養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号の養子縁組里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。))に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含

(1) <u>就業していない者(就業日数が1月について3日以下の者を含む。)</u> (2) <u>負傷、疾病又は身体上の若しくは精神上の障害により、請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。</u> (3) <u>8週間(多胎妊娠にあつては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。</u> 2 管理者は、職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他次の各号に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)のある職員が、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。 (1) <u>職員の祖父母及び兄弟姉妹で当該職員と同居している者</u> (2) <u>職員又は配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第3において同じ。)</u>との間において事実上父母と同様の関係にあると管理者が認める者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると管理者が認める者。この場合に	む。以下同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務をいう。以下同じ。)をさせるものとする。 (1) <u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u> (2) <u>小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であつて、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業を行う施設その他これに類する事業を行う施設に職員の子を出迎えるために赴く職員</u> 2 管理者は、職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他次の各号に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)のある職員が、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。 (1) 職員の祖父母及び兄弟姉妹 (2) 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると管理者が認める者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると管理者が認める者。この場合において、これらの者は、当該職員と同居していることを要する。
--	---

において、これらの者は、当該職員と同居していることを要する。

(早出遅出勤務の請求)

第5条の3 育児又は介護を行う職員は、早出遅出勤務の適用を受けようとするときは、早出遅出勤務を請求する一の期間(以下「早出遅出勤務期間」という。)について、その初日(以下「早出遅出勤務開始日」という。)及び末日(以下「早出遅出勤務終了日」という。)とする日を明らかにして、早出遅出勤務開始日の前日までに早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書(第12号様式)により請求を行うものとする。

2～3 [略]

第5条の4 前条第1項の請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)～(2) [略]

(3) 当該請求をした職員が、当該請求に係る子(介護を理由とする請求にあっては、要介護者)と同居しないこととなったこと。

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親である者が、常態として当該子を養育することができるとして第5条の2第1項ただし書に定める者に該当することとなったこ

(早出遅出勤務の請求)

第5条の3 育児又は介護を行う職員は、早出遅出勤務の適用を受けようとするときは、早出遅出勤務を請求する1の期間(以下「早出遅出勤務期間」という。)について、その初日(以下「早出遅出勤務開始日」という。)及び末日(以下「早出遅出勤務終了日」という。)とする日を明らかにして、早出遅出勤務開始日の前日までに早出遅出勤務・深夜勤務制限・時間外勤務制限請求書(第12号様式)により請求を行うものとする。

2～3 [略]

第5条の4 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 当該請求をした職員が、当該請求に係る子と同居しないこととなったこと。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が、民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)
又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより、当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくな
ったこと。

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる事由のほか、当該請求をした職員が、第5条の2第1項に規定する職員に該当しな
くなったこと。

と。

2～4 [略]

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第5条の5 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において常態として当該子を養育することができる者として第5条の2第1項各号(第1号にあっては、深夜の就業)に定めるものに該当する場合における職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

2～4 [略]

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第5条の5 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)における勤務の制限を請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。ただし、当該職員の配偶者で当該子の親である者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 深夜において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。

(2) 負傷、疾病又は身体上の若しくは精神上的の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

(3) 8週間(多胎妊娠にあっては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

2 管理者は、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第6条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

3 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について15

2 職員は、前項に規定する深夜勤務の制限の適用を受けようとするときは、深夜における勤務の制限を請求する一の期間(6月以内の期間に限る。以下「制限期間」という。)について、その初日(以下「制限開始日」という。)及び末日(以下「制限終了日」という。)とする日を明らかにして、制限開始日の1月前までに請求を行うものとする。

3 [略]

4 第2項の規定による請求がなされた後、制限開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

0時間を超えて、第6条に規定する勤務をさせてはならない。

4 職員は、第1項に規定する深夜勤務又は第2項若しくは第3項に規定する時間外勤務の制限の適用を受けようとするときは、深夜における勤務又は時間外勤務の制限を請求する1の期間(6月以内の期間に限る。以下「制限期間」という。)について、その初日(以下「制限開始日」という。)及び末日(以下「制限終了日」という。)とする日を明らかにして、制限開始日の1月前までに請求を行うものとする。この場合において、第2項及び第3項の規定による請求に係る期間が互いに重複しないようにしなければならない。

5 [略]

6 第4項の規定による請求がなされた後、制限開始日とされた日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡したこと。
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなったこと。
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなったこと。
- (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が、民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより、当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなったこと。
- (5) 第1号、第2号又は前号に掲げる事由のほか、当該請求をした職員が第1項か

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして<u>第5条の2第1項各号に規定する者に該当することとなった場合</u> 5 制限開始日以後制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、<u>第2項の規定による請求は、当該事由が生じた日を制限期間の末日とする請求であったものとみなす。</u> 6 前2項の場合において、職員は遅滞なく、<u>第4項各号に掲げる事由が生じた旨を管理者に届け出なければならない。</u> 7 管理者は、<u>第2項の請求に係る事由及び前項の届出について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。</u> 8 第1項から前項までの規定(<u>第4項第4号を除く。</u>)は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができる者として第5条の2第1項各号(第1号にあっては、深夜)に定めるものに該当する場合における職員を除く。)</u>が<u>当該子を養育</u>」とあるのは「<u>要介護者のある職員が、当該要介護者を介護</u>」と、<u>第4項第1号及び第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、第4項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関</u>	<u>ら第3項までのいずれかに規定する職員に該当しなくなったこと。</u> (6) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして<u>第5条の5第1項各号に規定する者に該当することとなったこと。</u> 7 制限開始日以後制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、<u>第4項の規定による請求は、当該事由が生じた日を制限期間の末日とする請求であったものとみなす。</u> 8 前2項の場合において、職員は遅滞なく、<u>第6項各号に掲げる事由が生じた旨を管理者に届け出なければならない。</u> 9 <u>第5条の3第3項の規定は、第4項の請求に係る事由又は前項の届出について準用する。</u> 10 第1項から前項までの規定(<u>第1項ただし書及び第6項第3号から第6号までを除く。</u>)は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u>」とあるのは「<u>要介護者のある職員</u>」と、「<u>当該子を養育</u>」とあるのは「<u>当該要介護者を介護</u>」と、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護</u>」と、「<u>当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である</u>」とあるのは「<u>公務の運営に支障がある</u>」と、<u>第3項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護</u>」と、<u>第6項第1号中「子</u>
---	--

係が消滅した」と読み替えるものとする。 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続) 第5条の6 職員は、前条に規定する深夜勤務の制限の適用を受けようとするときは、<u>深夜勤務制限請求書(第12号様式)</u>により、請求しなければならない。 2 前条<u>第6項</u>に規定する届出(前条<u>第8項</u>において準用する前条<u>第6項</u>の届出を含む。)は、育児又は介護の状況変更届出(第13号様式)により管理者に届け出なければならない。 第6条 [略] 第7条 [略] (育児部分休業) 第12条の2 [略] 2 育児部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。この場合において職員が、別表第3<u>第13号</u>に規定する保育のための休暇を承認されている場合においては、1日につき2時間から当該休暇を承認された時間を減じた時間を超えない範囲で承認するものとする。 (介護休暇) 第12条の6 介護休暇は、職員が<u>次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護</u>をするため、勤務しないこと	とあるのは「要介護者」と、<u>第6項第2号</u>中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限及び時間外勤務の制限の請求手続) 第5条の6 職員は、前条に規定する深夜勤務の制限<u>又は時間外勤務の制限</u>の適用を受けようとするときは、<u>あらかじめ管理者に早出遅出勤務・深夜勤務制限・時間外勤務制限請求書(第12号様式)</u>により請求し承認を受けなければならない。 2 前条<u>第8項</u>に規定する届出(前条<u>第10項</u>において準用する前条<u>第8項</u>の届出を含む。)は、育児又は介護の状況変更届出(第13号様式)により管理者に届け出なければならない。 (正規の勤務時間以外の勤務) 第6条 [略] (週休日等の臨時的変更) 第7条 [略] (育児部分休業) 第12条の2 [略] 2 育児部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。この場合において職員が、別表第3<u>第11号</u>に規定する保育のための休暇又は第12条の7第1項の<u>介護時間</u>を承認されている場合においては、1日につき2時間から当該休暇又は当該<u>介護時間</u>を承認された時間を減じた時間を超えない範囲で承認するものとする。 (介護休暇) 第12条の6 介護休暇は、職員が<u>要介護者を介護</u>するため、<u>要介護者の各々が介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない</u>
--	--

が相当であると認められる場合における 休暇とする。 <u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者を含む。以 下同じ。)、父母、子又は配偶者の父母</u> <u>(2) 次に掲げる者であって職員と同居 しているもの</u> <u>ア 祖父母及び兄弟姉妹</u> <u>イ 職員又は配偶者との間において事 実上父母と同様の関係にあると認め られる者及び職員との間において事 実上子と同様の関係にあると認めら れる者で管理者が定めるもの</u> <u>2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の 各々が同項に規定する介護を必要とする 一の継続する状態ごとに、連続する6月の 期間内において必要と認められる期間と する。</u> <u>3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とす る。</u> <u>4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通 じ、始業の時刻から連続し、又は終業の 時刻まで連続した4時間の範囲内とする。</u>	<u>範囲内で指定する期間(以下「指定期間」 という。))において勤務しないことが相当 であると認められる場合における休暇と する。</u> <u>2 介護休暇の単位は、1日又は1時間とす る。</u> <u>3 介護休暇の期間は、指定期間内において 必要と認められる期間とする。</u> <u>4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通 じ、始業の時刻から連続し、又は終業の 時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と 要介護者を異にする介護時間の承認を受 けて勤務しない時間がある日について は、当該4時間から当該介護時間の承認を 受けて勤務しない時間を減じた時間)を 超えない範囲内の時間とする。</u> <u>(介護時間)</u> <u>第12条の7 介護時間は、職員が要介護者の 介護をするため、要介護者の各々が当該 介護を必要とする1の継続する状態ごと に、連続する3年の期間(当該要介護者に 係る指定期間と重複する期間を除く。) 内において1日の勤務時間の一部につき</u>
---	---

(介護休暇の請求等) 第12条の7 <u>介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の初日の前日までに管理者に請求しなければならない。</u> 2 前項の場合において、介護を必要とする<u>一</u>の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。 3 管理者は、介護休暇の請求について、<u>第12条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。</u>ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。 4 <u>管理者は、介護休暇についてその事由を確認する必要があると認めるときは、医師の診断書その他の証明書類の提出を求めることができる。</u>	<u>勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u> 2 <u>介護時間の単位は、30分とする。</u> 3 <u>介護時間の時間は、第1項に規定する期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u> 4 <u>介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。</u> (介護休暇及び介護時間の請求等) 第12条の8 <u>介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の初日の前日までに管理者に請求しなければならない。</u> 2 前項の場合において、介護を必要とする<u>1</u>の継続する状態について初めて介護休暇<u>又は介護時間</u>の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。 3 管理者は、介護休暇<u>又は介護時間</u>の請求について、<u>第12条の6第1項又は第12条の7第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。</u>ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。 4 <u>第5条の3第3項の規定は、第3項の請求に係る事由について準用する。</u> (配偶者同行休業) 第12条の9 <u>管理者は、職員が配偶者同行休業の申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請</u>
--	--

(年次有給休暇等の申請) 第22条 職員は、次の各号に掲げる休暇を受けようとするときは、当該各号に定める文書を提出しなければならない。 (1)～(2) [略] (3) 別表第3(<u>第13号</u>を除く。)に掲げる休暇 有給休暇願(第1号様式の2) (4) 別表第3<u>第13号</u>に掲げる休暇 育児休暇願(第1号様式の3) (5) [略] 2 前項の規定にかかわらず、課長(那覇市上下水道局事務決裁規程(昭和62年水道局規程第6号。以下「決裁規程」という。)第2条第7号)に規定する課長をいう。)職以上の年次有給休暇及び決裁規程別表第2共通専決事項第1号に定める休暇については、年休・有給休暇願(課長職以上用)(<u>第1号様式の5</u>)を提出しなければならない。 [別表第3 別記] [第1号様式の4 別記] <u>第1号様式の5</u> [略] [第12号様式 別記] [第13号様式 別記]	をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業を承認することができる。 2 前項に定めるもののほか配偶者同行休業に関し必要な事項は、<u>那覇市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成29年那覇市条例第1号)及び那覇市職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則(平成29年那覇市規則第7号)に定めるところによる。</u> (年次有給休暇等の申請) 第22条 [略] (1)～(2) [略] (3) 別表第3(<u>第11号</u>を除く。)に掲げる休暇 有給休暇願(第1号様式の2) (4) 別表第3<u>第11号</u>に掲げる休暇 育児休暇願(第1号様式の3) (5) [略] (6) <u>介護時間 介護時間願簿(第1号様式の5)</u> 2 前項の規定にかかわらず、課長(那覇市上下水道局事務決裁規程(昭和62年水道局規程第6号。以下<u>この項において</u>「決裁規程」という。)第2条第7号)に規定する課長をいう。)職以上の年次有給休暇及び決裁規程別表第2共通専決事項第1号に定める休暇については、年休・有給休暇願(課長職以上用)(<u>第1号様式の6</u>)を提出しなければならない。 [別表第3 別記] [第1号様式の4 別記] [第1号様式の5 別記] <u>第1号様式の6</u> [略] [第12号様式 別記] [第13号様式 別記]
備考	

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。
- 5 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。
- 6 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。
- 7 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。
- 8 改正後様式の表示に対応する改正様式の表示がない場合には、当該改正後様式を加える。

付 則

この規程は、平成29年6月30日から施行する。

[改正前 別記]

別表第3(第10条の3関係)

号	休暇を受ける場合	期間
1	8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である職員が申し出た場合又は職員が出産した場合	医師又は助産師の証明等に基づく分べんの予定日以前8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)目に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内においてあらかじめ必要と認める期間
2	女性職員が生理のため就業が著しく困難な場合	[略]
3	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により交通が制限され、又はしゃ断された場合	その都度必要と認める期間
4	職員が新型インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第1号に規定する疾病をいう。)により、療養又は治療を要する場合	その都度必要と認める期間
5	風水害、火災その他の非常災害により交通がしゃ断された場合	その都度必要と認める期間
6	風水害、火災その他の天災地変により職員の現住居の滅失又は破壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	現住居の滅失又は破壊の日から30日の期間内において1日を単位として7日以内
7	その他交通機関の事故等の不可抗力により出勤が著しく困難と認められる場合	その都度必要と認められる期間
8	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭	[略]
9	選挙権その他公民としての権利の行使	[略]
10	所轄庁の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止(台風の来襲等による事故発生防	その都度必要と認められる期間

	止のための措置を含む。)	
11	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体への健康保持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合	[略]
12～13	[略]	
14	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚の日(挙式の日が婚姻の日の前であるときは、挙式の日)の前後30日以内の期間内において、1日を単位として7日
15～16	[略]	
17	夏期休暇	[略]
18	沖縄県、本市又は職域の代表として諸行事に参加する場合	その都度必要と認める期間
19	通信教育による面接授業に出席する場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき。	[略]
20	[略]	
21	父母、配偶者及び子の死亡後5年以内に追悼のための特別の行事を行う場合	[略]
22	[略]	
23	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア [略] イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動 ウ [略]	一の年度において、1日を単位として継続し、又は分割して年度5日以内

24～25 [略]

[改正後]新旧対照表

別表第3(第10条の3関係)

号	休暇を受ける場合	期間
1	8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
2	職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
3	女性職員が生理のため就業が著しく困難な場合	[略]
4	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める期間
5	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める期間
6	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は破壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	現住居の滅失又は損壊の日から30日の期間内において、1日を単位として7日以内
7	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないとき。	[略]
8	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	[略]
9	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体への健康保持に重大な支障を与える程度に及ぶものであると認められる場合	[略]
10～11 [略]		
12	職員が結婚する場合で、結婚	婚姻の届出の日又は結婚式の日前後30日以内の期間

	式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	内において、1日を単位として7日
13～14 〔略〕		
15	夏期において心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	〔略〕
16	通信教育による面接授業に出席する場合で、勤務しないことが相当であると認められるとき。	〔略〕
17 〔略〕		
18	職員が父母、配偶者及び子の死亡後15年以内に追悼のための特別の行事を行う場合	〔略〕
19 〔略〕		
20	〔略〕 ア 〔略〕 イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて管理者が定めるものにおける活動 ウ 〔略〕	一の年度において、1日を単位として継続し、又は分割して5日以内
21～22 〔略〕		

介護休暇願簿

768

(裏)

休 暇 の 取 消 等 の 期 間				請求者印	所属長印	係長・担当者印	備 考
年	月	日	時 間				
			時 分	日・時間数			
年	月	日から	時 分	日			
年	月	日まで	時 分	時間			
年	月	日から	時 分	日			
年	月	日まで	時 分	時間			
年	月	日から	時 分	日			
年	月	日まで	時 分	時間			
年	月	日から	時 分	日			
年	月	日まで	時 分	時間			
年	月	日から	時 分	日			
年	月	日まで	時 分	時間			
年	月	日から	時 分	日			
年	月	日まで	時 分	時間			
年	月	日から	時 分	日			
年	月	日まで	時 分	時間			
年	月	日から	時 分	日			
年	月	日まで	時 分	時間			
年	月	日から	時 分	日			
年	月	日まで	時 分	時間			
年	月	日から	時 分	日			
年	月	日まで	時 分	時間			
年	月	日から	時 分	日			
年	月	日まで	時 分	時間			

第1号様式の4

介護休暇願簿

所	属	職	氏	名

部長	副部長	課長	係長	担当
----	-----	----	----	----

※ 要介護者に関する事項	氏 名	※ 要介護者の状態及び具体的な介護の内容
	続 柄	
	同・別居 ☐ 同居 ☐ 別居	
	介護が必要となった時期 年 月 日	

指 定 期 間 の 申 出 ・ 指 定															
第1回					第2回					第3回					
※	申出の期間	※	申出日	※	本人印	所属 長印	期間	※	申出の期間	※	申出日	※	本人印	所属 長印	期間
	年 月 日から 年 月 日まで						月 日		年 月 日から 年 月 日まで						年 月 日から 年 月 日まで
備考					備考					備考					

指 定 期 間 の 延 長 ・ 短 縮														
第1回					第2回					第3回				
※ 延長・短縮後の末日	※ 申 出日	※ 本 人印	所 属 長印	延長・短縮後の期間	※ 延長・短縮後の末日	※ 申 出日	※ 本 人印	所 属 長印	延長・短縮後の期間	※ 延長・短縮後の末日	※ 申 出日	※ 本 人印	所 属 長印	延長・短縮後の期間
(年 月 日 から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日 から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日 から) 年 月 日まで				月 日
(年 月 日 から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日 から) 年 月 日まで				月 日	(年 月 日 から) 年 月 日まで				月 日
備考					備考					備考				

(※印の欄は、提出者が記入し、又は押印する。)

(第2面)

介護休業の請求・承認									
※ 請 求 の 時 期		日・時間数	※ 請 求 年 月 日	※ 本 人 印	承認の可否	決 裁 欄	給与減額手続 (入力有無)	備 考	
年 月 日	時 分								
年 月 日から	□毎日	時 分	年 月 日		□承認 □不承認				
年 月 日まで	□その他()	時 分							
年 月 日から	□毎日	時 分	年 月 日		□承認 □不承認				
年 月 日まで	□その他()	時 分							
年 月 日から	□毎日	時 分	年 月 日		□承認 □不承認				
年 月 日まで	□その他()	時 分							
年 月 日から	□毎日	時 分	年 月 日		□承認 □不承認				
年 月 日まで	□その他()	時 分							
年 月 日から	□毎日	時 分	年 月 日		□承認 □不承認				
年 月 日まで	□その他()	時 分							
年 月 日から	□毎日	時 分	年 月 日		□承認 □不承認				
年 月 日まで	□その他()	時 分							
年 月 日から	□毎日	時 分	年 月 日		□承認 □不承認				
年 月 日まで	□その他()	時 分							
年 月 日から	□毎日	時 分	年 月 日		□承認 □不承認				
年 月 日まで	□その他()	時 分							
年 月 日から	□毎日	時 分	年 月 日		□承認 □不承認				
年 月 日まで	□その他()	時 分							

(※印の欄は、提出者が記入し、又は押印する。)

(第3面)

介護休暇の取消し等										
※	休暇の取消し等の期間					※ 本人印	決裁欄	給与減額 手続(入力有無)	備考	
	年	月	日	時	間					日・時間数
	年	月	日から	時	分	日				
	年	月	日まで	時	分	時				
	年	月	日から	時	分	日				
	年	月	日まで	時	分	時				
	年	月	日から	時	分	日				
	年	月	日まで	時	分	時				
	年	月	日から	時	分	日				
	年	月	日まで	時	分	時				
	年	月	日から	時	分	日				
	年	月	日まで	時	分	時				
	年	月	日から	時	分	日				
	年	月	日まで	時	分	時				
	年	月	日から	時	分	日				
	年	月	日まで	時	分	時				
	年	月	日から	時	分	日				
	年	月	日まで	時	分	時				
	年	月	日から	時	分	日				
	年	月	日まで	時	分	時				

(※印の欄は、提出者が記入し、又は押印する。)

[改正後 別記]
第1号様式の5

(第1面)

介 護 時 間 願 簿

所	職	名	氏	名

※ 要介護者に関する事項		氏 名	※ 要介護者の状態及び具体的な介護の内容							部 長	副部長	課 長	係長	担当
続 柄														
同・別居： ☐ 同居 ☐ 別居														
介護が必要となった時期		年	月	日										
連続する3年の期間		年	月	日	年	月	日	年	月	日				
※		請 求 の 期 間			※ 請求年月日	※ 本人印	承 認 の 否	決 裁 欄	給与減額 手続(入力 有無)					
年	月	日	年	月	日	時	分	時	分					
年	月	日	から	毎日	時	分	時	分	時	分				
年	月	日	まで	☐ その他()	時	分	時	分	時	分				
年	月	日	から	☐ 毎日	時	分	時	分	時	分				
年	月	日	まで	☐ その他()	時	分	時	分	時	分				
年	月	日	から	☐ 毎日	時	分	時	分	時	分				
年	月	日	まで	☐ その他()	時	分	時	分	時	分				
年	月	日	から	☐ 毎日	時	分	時	分	時	分				
年	月	日	まで	☐ その他()	時	分	時	分	時	分				
年	月	日	から	☐ 毎日	時	分	時	分	時	分				
年	月	日	まで	☐ その他()	時	分	時	分	時	分				
年	月	日	から	☐ 毎日	時	分	時	分	時	分				
年	月	日	まで	☐ その他()	時	分	時	分	時	分				

(※印の欄は、提出者が記入し、又は押印する。)

(第2面)

※ 請 求 の 期 間		※ 請 求 年月日	※ 本 人印	承 認 の 可 否	決 裁 欄	給与減額 手続(入 力有無)	考 備
年 月 日	時 間						
年 月 日	□ 毎日 □ その他()	時 分 ~ 時 分		☐ 承認 ☐ 不承認			
年 月 日	□ 毎日 □ その他()	時 分 ~ 時 分		☐ 承認 ☐ 不承認			
年 月 日	□ 毎日 □ その他()	時 分 ~ 時 分		☐ 承認 ☐ 不承認			
年 月 日	□ 毎日 □ その他()	時 分 ~ 時 分		☐ 承認 ☐ 不承認			
年 月 日	□ 毎日 □ その他()	時 分 ~ 時 分		☐ 承認 ☐ 不承認			
年 月 日	□ 毎日 □ その他()	時 分 ~ 時 分		☐ 承認 ☐ 不承認			
年 月 日	□ 毎日 □ その他()	時 分 ~ 時 分		☐ 承認 ☐ 不承認			
年 月 日	□ 毎日 □ その他()	時 分 ~ 時 分		☐ 承認 ☐ 不承認			
年 月 日	□ 毎日 □ その他()	時 分 ~ 時 分		☐ 承認 ☐ 不承認			
年 月 日	□ 毎日 □ その他()	時 分 ~ 時 分		☐ 承認 ☐ 不承認			
年 月 日	□ 毎日 □ その他()	時 分 ~ 時 分		☐ 承認 ☐ 不承認			
年 月 日	□ 毎日 □ その他()	時 分 ~ 時 分		☐ 承認 ☐ 不承認			
年 月 日	□ 毎日 □ その他()	時 分 ~ 時 分		☐ 承認 ☐ 不承認			
年 月 日	□ 毎日 □ その他()	時 分 ~ 時 分		☐ 承認 ☐ 不承認			
年 月 日	□ 毎日 □ その他()	時 分 ~ 時 分		☐ 承認 ☐ 不承認			
年 月 日	□ 毎日 □ その他()	時 分 ~ 時 分		☐ 承認 ☐ 不承認			

(※印の欄は、提出者が記入し、又は押印する。)

(第 3 面)

※ 休暇の取消し等の期間				※ 本 人印	決 裁 欄	給与減額 手続(入力 有無)	考 備
年	月	日	時 間				
年	月	日から	時 分				
年	月	日まで	時 分				
年	月	日から	時 分				
年	月	日まで	時 分				
年	月	日から	時 分				
年	月	日まで	時 分				
年	月	日から	時 分				
年	月	日まで	時 分				
年	月	日から	時 分				
年	月	日まで	時 分				
年	月	日から	時 分				
年	月	日まで	時 分				
年	月	日から	時 分				
年	月	日まで	時 分				
年	月	日から	時 分				
年	月	日まで	時 分				
年	月	日から	時 分				
年	月	日まで	時 分				
年	月	日から	時 分				
年	月	日まで	時 分				
年	月	日から	時 分				
年	月	日まで	時 分				

(※印の欄は、提出者が記入し、又は押印する。)

[改正前 別記]

第12号様式

早出遅出勤務・深夜勤務制限請求書

[略]

次のとおり $\left(\begin{array}{l} \square \text{ 養育} \\ \square \text{ 介護} \end{array} \right)$ のため $\left(\begin{array}{l} \square \text{ 早出遅出勤務} \\ \square \text{ 深夜勤務の制限} \end{array} \right)$ を請求します。

1 請求に係る子又は要介護者	[略]	
	続	柄
	[略]	
2 職員の配偶者で当該子の親の有無及び状況	☐ 有	$\left(\begin{array}{l} \square \text{ 就業している。} \\ \text{(早出遅出勤務を請求する場合で、該当するときに記入)} \\ \square \text{ 深夜において就業している。} \\ \text{(深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときに記入)} \\ \square \text{ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育又は介護が困難である。} \\ \square \text{ 8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産予定又は産後8週間以内である。} \end{array} \right)$
	☐ 無	
[略]		
4 請求に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	☐ 毎日 ☐ 毎週 曜日	
	☐ その他()	
[略]		

[改正後]

第12号様式

早出遅出勤務・深夜勤務制限・時間外勤務制限請求書

[略]

次のとおり $\left(\begin{array}{l} \square \text{ 養 育} \\ \square \text{ 介 護} \end{array} \right)$ のため $\left(\begin{array}{l} \square \text{ 早出遅出勤務} \\ \square \text{ 深夜勤務の制限} \\ \square \text{ 時間外勤務の制限・免除} \end{array} \right)$ を請求します。

1 請求に係る子又は要介護者	[略]		
	続	柄	等
	[略]		
2 職員の配偶者で当該子の親の有無及び状況	☐ 有 ☐ 無	☐ 深夜において就業している。 ☐ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育又は介護が困難である。 ☐ 8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産予定又は産後8週間以内である。	
[略]			
4 請求に係る期間	早出遅出勤務	年 月 日から	☐ 毎日 ☐ 毎週 曜日 ☐ その他 ()
	深夜勤務の制限	年 月 日まで	
	時間外勤務の制限・免除	年 月 日から	☐ 6月 ☐ 6月に満たない期間(月)
[略]			

[改正前 別記]

第13号様式

[略]

次のとおり $\left(\begin{array}{l} \square \text{ 早出遅出勤務} \\ \square \text{ 深夜勤務の制限} \end{array} \right)$ に係る $\left(\begin{array}{l} \square \text{ 養育} \\ \square \text{ 介護} \end{array} \right)$ の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由	(1) 養育の状況の変更 ☐ 子が死亡した。 ☐ 職員の子でなくなった。 (☐ 離縁 ☐ 養子縁組の取消し) ☐ 同居しなくなった。 ☐ 職員の配偶者で子の親であるものが養育できる者に該当することとなった。
[略]	[略]

[改正後 別記]

第13号様式

[略]

次のとおり $\left(\begin{array}{l} \square \text{ 早出遅出勤務} \\ \square \text{ 深夜勤務の制限} \\ \square \text{ 時間外勤務の制限} \end{array} \right)$ に係る $\left(\begin{array}{l} \square \text{ 養育} \\ \square \text{ 介護} \end{array} \right)$ の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由	(1) 養育の状況の変更 ☐ 子が死亡した。 ☐ 職員の子でなくなった。 (☐ 離縁 ☐ 養子縁組の取消し ☐ 家事審判事件の終了 ☐ <u>児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除</u>) ☐ 同居しなくなった。 ☐ 職員の配偶者で子の親であるものが <u>深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった。</u> ☐ <u>上記以外の事由により請求できる職員に該当しなくなった。</u> (理由: _____)
[略]	[略]

那覇市上下水道局規程第 16 号
平 成 2 9 年 6 月 3 0 日
公 布 済

那覇市上下水道局臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 兼次 俊正

那覇市上下水道局臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局臨時職員の身分取扱いに関する規程(平成11年那覇市水道局規程第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規程は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第5項及び地方公務員の育児休業に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定に基づき</u>那覇市上下水道局(以下「局」という。)に臨時的に任用する職員(以下「臨時職員」という。)の任用、給与、勤務時間その他の身分取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。 (任用の基準) 第2条 臨時職員は、次の各号のいずれかに該当する場合に任用することができる。 (1) 定数職員(那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第8号に定める職員をいう。以下同じ。)が育児休業する場合 (2) 定数職員が分べん休暇を受ける場合 (3) 定数職員が1月以上の期間地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職する場合 (4) 定数職員が1月以上の期間療養休暇を受ける場合	(趣旨) 第1条 この規程は、<u>次の各号に掲げる規定に基づき</u>那覇市上下水道局(以下「局」という。)に臨時的に任用する職員(以下「臨時職員」という。)の任用、給与、勤務時間その他の身分取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。 (1) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第5項</u> (2) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第2号</u> (3) <u>那覇市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成29年那覇市条例第1号)第10条第1項第2号</u> (任用の基準) 第2条 臨時職員は、<u>次の各号に掲げる規定による任用の区分(第7条において「任用区分」という。)</u>に応じ、当該各号に定める場合に任用することができる。 (1) 前条第1号に掲げる規定 ア <u>定数職員(那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第8号の職員をいう。以下同じ。)</u>が、<u>継続して1月以上の期間、那覇市上下水道局就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号。以下この号において「就業規程」という。)</u>第10条の2の病気休暇を取得する場合 イ <u>定数職員が、継続して1月以上の期間就業規程第12条の6の規定により</u>

(5) <u>定数職員が継続して1月以上の期間 那覇市上下水道局企業職員就業規程 (昭和63年那覇市水道局規程第4号)第1 2条の6の規定により介護休暇を受ける 場合</u> (6) <u>前各号に掲げる場合を除くほか那 覇市上下水道事業管理者(以下「管理 者」という。)が必要と認める場合</u> (任用の制限) <u>第7条 臨時職員としての通算する在職期 間が1年に達する者でその達する日の属 する任用が終了した日から1年を経過し ないものは、再び臨時職員となることが できない。</u> <u>2 前項に規定する臨時職員としての通算 する在職期間には、退職した日から再び 臨時職員となるまでの期間が1年以上経 過している場合におけるその退職以前の 在職期間は含まないものとする。</u>	<u>介護休暇を受ける場合</u> <u>ウ 定数職員が、就業規程別表第3第1 号又は第2号に規定する特別休暇を 取得する場合</u> <u>エ 定数職員が、1月以上の期間地方公 務員法第28条第2項第1号の規定によ り休職する場合</u> <u>オ 定数職員が、外国の地方公共団体 の機関等に派遣される職員の処遇等 に関する条例(平成3年那覇市条例第 8号)第2条第1項の規定により派遣さ れる場合</u> <u>カ その他那覇市上下水道事業管理者 (以下「管理者」という。)が必要と 認める場合</u> <u>(2) 前条第2号に掲げる規定 定数職員 が育児休業をする場合</u> <u>(3) 前条第3号に掲げる規定 定数職員 が配偶者同行休業をする場合</u> (任用の制限) <u>第7条 第2条の規定による任用は、任用区 分ごとに通算して1年を超えて行うこと ができない。</u> <u>2 前項の規定により通算する任用の期間 には、退職の日から同一の任用区分によ り新たに任用する日までの期間(当該任 用区分と異なる任用区分による任用期間 を除く。)が1年以上ある場合における当 該退職の日以前の任用期間を含まないも のとする。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規程は、平成29年6月30日から施行する

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 6 号

平 成 2 9 年 6 月 2 1 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 兼次 俊正

指定(登録)番号	第 173 号
指定工事店名	久建工業株式会社
営業所所在地	那覇市小禄 2 丁目 6 番地 11
代表者名	伊野波 盛文
有効期間	自 平成29年 4 月 1 日 至 平成34年 3 月 31 日
異動事由	代表者の変更

指定(登録)番号	第 206 号
指定工事店名	沖縄環境企画株式会社
営業所所在地	那覇市字仲井真 107 番地
代表者名	大城 安世
有効期間	自 平成27年 4 月 1 日 至 平成32年 3 月 31 日
異動事由	代表者の変更

那覇市上下水道局告示第 7 号

平 成 2 9 年 6 月 2 1 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 兼次 俊正

新 規 指 定

指定(登録)番号	第 497 号
指定工事店名	新秀設備
営業所所在地	南風原町字兼城 217 番地 New Grad マンション 102
代表者名	新垣 秀和
有効期間	自 平成 29 年 6 月 16 日 至 平成 34 年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第 8 号
平成 29 年 6 月 21 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 兼次 俊正

指定(登録)番号	第 485 号
指定工事店名	株式会社パイプマン
営業所所在地	豊見城市字与根 212 番地 17
代表者名	菊地 伴和
指定の有効期間	自 平成 28 年 4 月 12 日 至 平成 33 年 3 月 31 日
異動事由	営業所所在地の変更

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 3 号

平 成 2 9 年 6 月 3 0 日
公 布 済

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委員長 神 村 洋 子

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定め
る規則

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例（平成29年那覇市条例第
5 号）の施行期日は、平成29年 7 月 1 日とする。

那覇市教育委員会規則第 4 号

平 成 2 9 年 6 月 3 0 日
公 布 済

那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那 覇 市 教 育 委 員 会
委員長 神 村 洋 子

那覇市学校給食センター管理規則の一部を改正する規則

那覇市学校給食センター管理規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(実施校) 第2条 給食センターの給食実施校は、次のとおりとする。 [表 別記]	(実施校) 第2条 [略] [表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。	

付 則

この規則は、那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例(平成29年那覇市条例第5号)の施行の日(平成29年7月1日)から施行する。

[改正前 別記]

[第2条の表]

名称	給食実施校
[略]	
小禄学校給食センター	垣花小学校 さつき小学校 小禄小学校 宇栄原小学校 小禄南小学校 小禄中学校 金城中学校 鏡原中学校
[略]	
大名学校給食センター	[略]

[改正後 別記]

[第2条の表]

名称	給食実施校
[略]	
小禄学校給食センター	垣花小学校 さつき小学校 小禄小学校 宇栄原小学校 小禄中学校 金城中学校
[略]	
大名学校給食センター	[略]
鏡原学校給食センター	小禄南小学校 鏡原中学校

教育委員会公告

那覇市教育委員会公告第 11 号

平 成 2 9 年 7 月 7 日

掲 示 済

那覇市若狭公民館指定管理者の指定申請について

那覇市公民館条例第19条の規定により、平成30年4月から那覇市若狭公民館の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

那 覇 市 教 育 委 員 会

教 育 長 渡 慶 次 克 彦

1 名称及び位置

那覇市若狭公民館

那覇市若狭2丁目12番1号

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市若狭公民館指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

3 指定予定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで(3年間)

4 応募に関する事項

(1) 応募資格

指定期間中、那覇市若狭公民館の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体とします。また、社会教育法及び那覇市の公民館運営目標を十分に理解し、次に掲げる要件を全て満たすこととします。但し、個人の応募は不可とします。

①団体が単独で応募する場合

ア 本市内に本店（主たる事務所）を有する団体であること。

②共同企業体で応募する場合

ア 代表者及び構成員：本市内に本店（主たる事務所）を有する団体であること。

イ 代表団体を定めたうえで、代表団体及び共同企業体の構成員間で協定を締結すること。

ウ 同一団体が異なる複数の共同企業体の構成員になることはできません。

(2) 欠格事項

次に該当する法人等は、申請をすることができません。これらの団体が行った申請は無効とします。共同企業体の場合には、代表等のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合には、当該共同企業体が行った申請は無効とします。

- ①市税等の滞納をしている法人等。
- ②応募の際、現に本市から一般競争入札等の参加を制限されている法人等。
- ③過去 1 年以内に本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取り消しを受けている法人等。
- ④会社の更正法及び民事再生法等に基づく手続き中の法人等。
- ⑤団体の代表者及び役員が破産者又は禁固以上の刑に処せられている法人等。
- ⑥宗教活動及び政治活動を主たる目的とする法人等。
- ⑦暴力団による不当な行為の防止法等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人等。

5 申請の方法

- (1) 那覇市若狭公民館指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

- (2) 募集要項等の配布

配布期間：平成29年 7 月 7 日(金)から平成29年 9 月 8 日(金)まで
(土曜、日曜及び祝日を除く)

配布時間：午前 9 時から午後 5 時まで
(正午から午後 1 時までの間を除く)

配布場所：那覇市教育委員会生涯学習部 生涯学習課
(那覇市役所 本庁舎10階)

所定の様式の電子データについては、那覇市教育委員会生涯学習課ホームページからダウンロードすることもできます。

- (3) 指定申請書の提出方法 持参により下記場所へ提出して下さい。

場所： 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所10階
那覇市教育委員会生涯学習部 生涯学習課

6 申請を受付する期間

- (1) 受付期間：平成29年 7 月 7 日(金)から平成29年 9 月 8 日(金)まで
(土曜、日曜及び祝日を除く)

- (2) 受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで
(正午から午後 1 時までの間を除く)

7 説明会及び施設見学会の開催

那覇市若狭公民館の説明会及び施設見学会を開催します。なお、この説明会に参加しなくても応募することはできます。

- (1) 日 時：平成29年 7 月25日(火)午後 2 時から
- (2) 場 所：那覇市若狭公民館 研修室 1 (2階)
那覇市若狭 2 丁目12番 1 号

- (3) 申込受付： 7月20日（木）午後5時までに、問い合わせ先のメールアドレスへ那覇市若狭公民館説明会及び施設見学会参加申込書（様式7）をメール、またはFAXで提出してください。なお、参加人数は1団体3名までとします。

8 問い合わせ先

那覇市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課

住所 〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号

電話 098-917-3502

FAX 098-917-3521

E-mail e-s-sya001@neo.city.naha.okinawa.jp

那覇市教育委員会公告第12号

平成29年7月7日

掲 示 済

那覇市繁多川公民館指定管理者の指定申請について

那覇市公民館条例第19条の規定により、平成30年4月から那覇市繁多川公民館の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 渡 慶 次 克 彦

1 名称及び位置

那覇市繁多川公民館 那覇市繁多川4丁目1番38号

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市繁多川公民館指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

3 指定予定期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで(3年間)

4 応募に関する事項

(1) 応募資格

指定期間中、那覇市繁多川公民館の管理運営を円滑かつ安定して実施できる法

人その他の団体とします。また、社会教育法及び那覇市の公民館運営目標を十分に理解し、次に掲げる要件を全て満たすこととします。但し、個人の応募は不可とします。

①団体が単独で応募する場合

ア 本市内に本店（主たる事務所）を有する団体であること。

②共同企業体で応募する場合

ア 代表者及び構成員：本市内に本店（主たる事務所）を有する団体であること。

イ 代表団体を定めたうえで、代表団体及び共同企業体の構成員間で協定を締結すること。

ウ 同一団体が異なる複数の共同企業体の構成員になることはできません。

(2) 欠格事項

次に該当する法人等は、申請をすることができません。これらの団体が行った申請は無効とします。共同企業体の場合には、代表等のほか、構成員のいずれかが次に該当した場合には、当該共同企業体が行った申請は無効とします。

①市税等の滞納をしている法人等。

②応募の際、現に本市から一般競争入札等の参加を制限されている法人等。

③過去 1 年以内に本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定の取り消しを受けている法人等。

④会社の更正法及び民事再生法等に基づく手続き中の法人等。

⑤団体の代表者及び役員が破産者又は禁固以上の刑に処せられている法人等。

⑥宗教活動及び政治活動を主たる目的とする法人等。

⑦暴力団による不当な行為の防止法等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人等。

5 申請の方法

(1) 那覇市繁多川公民館指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

(2) 募集要項等の配布

配布期間：平成 29 年 7 月 7 日（金）から平成 29 年 9 月 8 日（金）まで
（土曜、日曜及び祝日を除く）

配布時間：午前 9 時から午後 5 時まで
（正午から午後 1 時までの間を除く）

配布場所：那覇市教育委員会生涯学習部 生涯学習課
（那覇市役所 本庁舎 10 階）

所定の様式の電子データについては、那覇市教育委員会生涯学習課ホームページからダウンロードすることもできます。

(3) 指定申請書の提出方法 持参により下記場所へ提出して下さい。

場所：那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 10 階
那覇市教育委員会生涯学習部 生涯学習課

6 申請を受付する期間

- (1) 受付期間：平成29年 7 月 7 日(金)から平成29年 9 月 8 日(金)まで
(土曜、日曜及び祝日を除く)
- (2) 受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで
(正午から午後 1 時までの間を除く)

7 説明会及び施設見学会の開催

那覇市繁多川公民館の説明会及び施設見学会を開催します。なお、この説明会に参加しなくても応募することはできます。

- (1) 日 時：平成29年 7 月24日(月)午後 2 時から
- (2) 場 所：那覇市繁多川公民館 実習室(2階)
那覇市繁多川 4 丁目 1 番38号
- (3) 申込受付： 7 月20日(木) 午後 5 時までに、問い合わせ先のメールアドレス
へ那覇市繁多川公民館説明会及び施設見学会参加申込書(様式7)
をメール、またはFAXで提出してください。なお、参加人数は1団
体3名までとします。

8 問い合わせ先

那覇市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課
住所 〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-917-3502
FAX 098-917-3521
E-mail e-s-sya001@neo.city.naha.okinawa.jp

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 2 号

平 成 2 9 年 6 月 2 6 日

掲 示 済

公営ポスター掲示場の設置場所について

平成29年 7 月 9 日執行の那覇市議会議員一般選挙における公職選挙法第144条の
2 第 4 項の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置する。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

那覇市公営ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	掲示場 番号	住所	設置場所 (詳細)
1	1-1	那覇市首里石嶺町4-208-7	コーポアシス道向いガードレール
1	1-2	那覇市首里石嶺町4-360-8	石嶺小学校前ガードパイプ
1	1-3	那覇市首里石嶺町4-260	徳森宅斜め向いガードレール
1	1-4	那覇市首里石嶺町4-173-52	明星団地公園入口(新里宅向い)
1	1-5	那覇市首里石嶺町4-425-4	津覇宅向い(石嶺団地通り)ガードレール
1	1-6	那覇市首里石嶺町4-335	石嶺市営住宅4棟側(金網)
1	1-7	那覇市首里石嶺町4-335	石嶺市営住宅1棟前フェンス
1	1-8	那覇市首里石嶺町4-221-20	ドラックイレブン首里石嶺店向いガードレール
2	2-1	那覇市首里石嶺町2-70	石嶺市営住宅7棟前柵
2	2-2	那覇市首里石嶺町2-70-9	石嶺公民館向いガードパイプ
2	2-3	那覇市首里石嶺町2-233-8	奥浜宅前ガードレール
2	2-4	那覇市首里石嶺町2-191-8	神谷アパート前歩道フェンス
2	2-5	那覇市首里石嶺町2-179-1	メゾン朝日道向いガードレール
2	2-6	那覇市首里石嶺町2-198-1	首里高校野球場前県道沿いガードレール(メンズサロンオオムラ向い)
2	2-7	那覇市首里石嶺町2-168-16	石嶺南公園前(仲村宅向い)
2	2-8	那覇市首里石嶺町2-112	那覇バス石嶺営業所前バス停後ろ転落防止柵
3	3-1	那覇市首里儀保町4-44	ふりそで館道向いガードパイプ車道向き
3	3-2	那覇市首里石嶺町1-5	城北小学校体育館前ガードパイプ(玉城宅向い)
3	3-3	那覇市首里久場川1-111	金城宅向いガードレール
3	3-4	那覇市首里石嶺町1-147-3	首里協同クリニック前ガードレール
3	3-5	那覇市首里石嶺町1-61-2	国家公務員宿舎首里住宅1号棟前ガードレール
3	3-6	那覇市首里久場川町1-94	新島染色工房向いガードレール
3	3-7	那覇市首里儀保町4-44	ふりそで館向いガードパイプ歩道向き
3	3-8	那覇市首里石嶺町1丁目112	城北中学校正門隣りフェンス
4	4-1	那覇市首里石嶺町4-23	首里東高校サブグラウンド沿いフェンス
4	4-2	那覇市首里平良町1-8	末吉宅向かいガードパイプ(城北小学校グラウンド側)
4	4-3	那覇市首里石嶺町3-35	大興ビル隣の契約駐車場前道路フェンス
4	4-4	那覇市首里平良町1-4	玉井マンション横ガードパイプ

那覇市公営ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	掲示場 番号	住所	設置場所 (詳細)
4	4-5	那覇市首里平良町1-37	宮城宅前植栽車道向き
4	4-6	那覇市首里平良町2-51	飯島礼子バレエスクール側の歩道斜め向かい
4	4-7	那覇市首里平良町2-51	飯島礼子バレエスクール側の歩道斜め向かい
5	5-1	那覇市首里大名町3-80	サンエー大名店駐車場前ガードパイプ
5	5-2	那覇市首里大名町3-35	大名団地12棟前フェンス
5	5-3	那覇市首里大名町3-35	大名団地11棟前ガードレール
5	5-4	那覇市首里大名町2-26	下地・當間宅前落下防止柵
5	5-5	那覇市首里大名町2-75	大名児童館駐車場前ガードレール
5	5-6	那覇市首里大名町2-83	富名腰宅前ガードパイプ
5	5-7	那覇市首里大名町2-52	諸見里宅道向いガードパイプ
6	6-1	那覇市首里鳥堀1-20-4	琉球銀行首里支店前植栽車道向き
6	6-2	那覇市首里儀保町1-19	知念宅前フェンス下の橋横
6	6-3	那覇市首里汀良町1-44	汀良児童公園前ガードレール(我如古宅向い)
6	6-4	那覇市首里赤平町2-17	大山宅道向いフェンス
7	7-1	那覇市首里崎山町3-34	コルネットハウス前
7	7-2	那覇市首里崎山町4-222	芸大崎山キャンパス横(フェンス)
7	7-3	那覇市首里崎山町1丁目	崎山公園前(島袋宅向い)
7	7-4	那覇市首里赤田町2-57	名城宅前ガードレール(車道向け)
7	7-5	那覇市首里崎山町4-53-19	沖縄自動車道入口横フェンス
7	7-6	那覇市首里赤田町2-57	名城宅前ガードレール(歩道向け)
7	7-7	那覇市首里崎山町4丁目35番2号	城南小学校正門横フェンス
8	8-1	那覇市首里大中町2-26-17	亀谷宅斜め前植栽
8	8-2	那覇市首里儀保町2-8	小山アパート向い橋の欄干
8	8-3	那覇市首里真和志町1-5	城西小学校正門入口横フェンス
8	8-4	那覇市首里真和志町1丁目	旧県立博物館向いのフェンス
8	8-5	那覇市首里山川町2-1-4	友利宅向い柵
8	8-6	那覇市首里金城町3-68	(有)シュリデンキ向いのフェンス
8	8-7	那覇市首里金城町4-71-10	東洋PR向いのフェンス

那覇市公営ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	掲示場 番号	住所	設置場所 (詳細)
9	9-1	那覇市首里寒川町2丁目	石川パーキング前ガードレール
9	9-2	那覇市首里寒川町1-27-2	玉城宅向い内側ガードフェンス
9	9-3	那覇市首里山川町3-4-1	野里ハイツ道向いガードフェンス
9	9-4	那覇市首里山川町1-63	山川バス停留所向かいガードフェンス
9	9-5	那覇市首里寒川町1-19	盛島宅向いガードレール
9	9-6	那覇市首里寒川町1-13-2	勝連宅向いガードレール
9	9-7	那覇市首里山川町3-60-2	びんがた工房向かいガードレール
10	10-1	那覇市古島2-31-1	那覇市立病院看護師宿舎フェンス
10	10-2	那覇市松島2-1-12	松島保育園付近ガードパイプ
10	10-3	那覇市古島1-19-1	宇久増公園内(草地)かねひで駐車場向い
10	10-4	那覇市松島2丁目	宝口公園WC横
10	10-5	那覇市古島1-16-1	セントスヴェリエ上地付近ガードパイプ
10	10-6	那覇市古島2-23-7	翁長宅向い大神公園の柵
10	10-7	那覇市古島1丁目	宇久増公園内の木柵(自治会事務所近く花壇左)
10	10-8	那覇市古島1丁目	モノレール古島駅出入口側仲本病院向かいガードパイプ
11	11-1	那覇市首里末吉町1-152-9	末吉公園入口左側の県道沿いの柵
11	11-2	那覇市首里末吉町1-195	旧シルバー人材センター隣ガードフェンス
11	11-3	那覇市首里末吉町4-6-4	コーポ比嘉契約駐車場ガードレール(道路側)
11	11-4	那覇市古島1丁目	末吉西公園の植栽(エスペランザ向い)
11	11-5	那覇市首里末吉町4-6-4	コーポ比嘉契約駐車場ガードレール(駐車場側)
11	11-6	那覇市首里末吉町4丁目	末吉東児童公園トイレ近く植栽
11	11-7	那覇市首里末吉町2丁目22付近	末吉新橋欄干
12	12-1	那覇市字真嘉比	おもろまち駅東口交通広場南側ガードパイプ
12	12-2	那覇市字真嘉比264	バイパス荘前ガードフェンス
12	12-3	那覇市字真嘉比274	オアシスマカビ向いガードレール
12	12-4	那覇市字真嘉比237-19	まほろば荘前ガードレール
12	12-5	那覇市字真嘉比273	グランディールAJミーヤ向いガードレール
12	12-6	那覇市字真嘉比252-3	オーシャンパレス向かいガードレール

那覇市公営ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	掲示場 番号	住所	設営場所 (詳細)
12	12-7	那覇市字真嘉比	真嘉比中央公園緑地ユニオン近く
12	12-8	那覇市字真嘉比	中央公園緑地(すき屋駐車場向い)
13	13-1	那覇市字安里154	ファミリーYS前ガードパイプ
13	13-2	那覇市字安里117	スマイズム安里付近ガードパイプ
13	13-3	那覇市字安里111-1	タマキパーキング前ガードパイプ
13	13-4	那覇市字安里167	安里清永宅付近KOSAMO前ガードパイプ
13	13-5	那覇市字安里137-5	安里公園地域掲示板横
13	13-6	那覇市字安里99	宮城マンション隣駐車場前ガードレール
13	13-7	那覇市字安里16-2	儀間アパート近く駐車場前ガードパイプ
14	14-1	那覇市字松川389	我喜屋鉄工前ガードフェンス
14	14-2	那覇市字松川445-2	喜納マンション前ガードフェンス
14	14-3	那覇市松川3-12-21	松城マンション隣の駐車場前ガードパイプ
14	14-4	那覇市松川3-23-53	ユタカハイム2前の車道側ガードフェンス
14	14-5	那覇市繁多川3-7-15	メドルマホンダ横寒川前原橋の橋柵(バイク屋側)
14	14-6	那覇市繁多川2-4-19	伊野波宅裏の道向いガードパイプ
14	14-7	那覇市繁多川3-10-1	金城宅横のガードレール(松城中校門前)
14	14-8	那覇市繁多川1-16-30	県営繁多川高層住宅入り口前公園フェンス
15	15-1	那覇市松川2-14-5	比嘉宅前の転落防止柵
15	15-2	那覇市松川2-4-1	泉産業ビル側大道橋の欄干
15	15-3	那覇市松川2-14-46	知名宅前ガードレール
15	15-4	那覇市三原2-1-46	幸ビル前ガードパイプ
15	15-5	那覇市字松川314	松川西バス停後ろの転落防止柵
15	15-6	那覇市三原2-21-11	松川公園柵
15	15-7	那覇市三原2-26-7	前ガードパイプ
15	15-8	那覇市松川2-8-25	シティヒル原側指帰橋の欄干
16	16-1	那覇市字大道88-17	照屋宅向いガードレール
16	16-2	那覇市字大道164	ライオンズマンション前ほたる橋欄干
16	16-3	那覇市字大道146-1	大道小学校体育館横大道練兵橋の欄干

那覇市公営ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	掲示場 番号	住所	設置場所 (詳細)
16	16-4	那覇市字大道158	真和志中学校グラウンド側ガードパイプ
16	16-5	那覇市三原1-26-1	海銀三原支店前植栽
16	16-6	那覇市字安里387-1	そば処ゆうなみ道向かい駐車場柵
16	16-7	那覇市字松川367-4	道向いフェンス(サンエー食品館三叉路前)
16	16-8	那覇市寄宮2-32-1	真和志庁舎向いの転落防止柵
17	17-1	那覇市繁多川1-5	タウンプラザかねひで繁多川市場駐車場前のガードパイプ
17	17-2	那覇市繁多川1-3-17	コートヴィレージ繁多川道向いのガードパイプ
17	17-3	那覇市繁多川5-5-1	波平アパート隣ガードレール
17	17-4	那覇市繁多川2-14-7	繁多川ハイツ隣の畑前のガードフェンス
17	17-5	那覇市繁多川3-14-16	アーバン繁多川道向いガードレール
17	17-6	那覇市真地396	伊良波宅横のガードパイプ(第二真地橋横)
17	17-7	那覇市繁多川5-24-1	繁多川自治会前ガードパイプ(バス停後ろ側)
17	17-8	那覇市字真地43-4	勝連宅隣ガードパイプ
18	18-1	那覇市識名2-13-46	(有)スリーエイト隣歩道側ガードフェンス(嘉数宅向い)
18	18-2	那覇市識名3-19-12	マンション識名12前市道側ガードレール
18	18-3	那覇市識名3-18-33	国吉アパート斜め前ガードレール(バス停そば)
18	18-4	那覇市識名3-17-18	ライオン歯科クリニック前のガードパイプ
18	18-5	那覇市識名3-1-28	京宅要壁前ガードパイプ
18	18-6	那覇市識名1-9-2	SouthHeim孫秀(ローソン)前ガードパイプ
18	18-7	那覇市識名1-12-15	金城宅横ガードレール
19	19-1	那覇市長田2-24-6	中尾宅向いガードレール
19	19-2	那覇市長田2-17-30	屋比久荘道向いガードレール
19	19-3	那覇市長田2-14	長田西公園のフェンス(西村宅向い)
19	19-4	那覇市長田2-33-44	新垣宅向い長田南公園道側の柵
19	19-5	那覇市長田2-32-23	玉商ビル I 向いガードレール
19	19-6	那覇市字上間620-1	平良宅向いガードレール
19	19-7	那覇市上間1-15	溜池横ガードレール(大城アパート向い)
19	19-8	那覇市長田2-1-20	丸信アパート前ガードパイプ

那覇市公営ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	掲示場 番号	住所	設置場所 (詳細)
20	20-1	那覇市字国場405	嘉数女子学園前ガードパイプ
20	20-2	那覇市字国場14	渡嘉敷宅前歩道側フェンス
20	20-3	那覇市字国場102	玉城宅横の国場多目的広場前ガードフェンス
20	20-4	那覇市字仲井真357-1	ココパレス前国道の歩道側フェンス
20	20-5	那覇市字仲井真133	シュー・プラザ那覇国場十字路店横歩道の後方柵
20	20-6	那覇市字仲井真257-2	コーポ城間前国道の歩道側フェンス
20	20-7	那覇市字上間538-1	レオパレスちゅら前の歩道内側フェンス
20	20-8	那覇市字上間490-1	崎山宅向いのガードレール
21	21-1	那覇市字識名1205	コーワマンション前ガードレール
21	21-2	那覇市字上間219-1	コーポ大城ななめ前ガードパイプ
21	21-3	那覇市字上間219-1	コーポ大城ななめ前ガードパイプ
21	21-4	那覇市字真地210-1	マンション真地前ガードパイプ
21	21-5	那覇市字真地313	真地小学校前ガードレール
21	21-6	那覇市字真地277	真地団地8棟前バス停向いガードパイプ
21	21-7	那覇市字真地277	真地団地12棟前フェンス
22	22-1	那覇市字国場1171	おもしろ公園の柵(トキ契約駐車場向い)
22	22-2	那覇市字国場1164	与儀元気公園の柵(かかず契約駐車場向い)
22	22-3	那覇市字国場869-1	テラス東門前ガードフェンス
22	22-4	那覇市字国場724-1	東京ラーメンとん珍亭道向いの植栽
22	22-5	那覇市字国場555	沖縄尚学高校グラウンド前歩道側ガードパイプ
22	22-6	那覇市字国場671	ピーナス美容室隣YKパーキング前ガードパイプ
22	22-7	那覇市長田1-22	長田北児童公園の東側柵(ふく薬局向い)
23	23-1	那覇市寄宮3-1-1	真和志小学校向かいあさひ眼科前ガードパイプ
23	23-2	那覇市寄宮3-1-1	真和志小運動場前ガードパイプ
23	23-3	那覇市寄宮2-37-12	JAおきなわ真和志支店横ガードパイプ(真和志小裏口向い)
23	23-4	那覇市寄宮3-1-1	真和志小学校北側ガードパイプ
23	23-5	那覇市寄宮3-8-10	西平菓子店向いガードパイプ
23	23-6	那覇市寄宮3-19-11	寄宮フィッシングセンター裏ガードパイプ

那覇市選挙管理委員会

那覇市公営ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	掲示場 番号	住所	設置場所 (詳細)
23	23-7	那覇市三原3-21-16	リュウ・和なごみ向い大石公園内川沿いフェンス
24	24-1	那覇市寄宮2-32-1	真和志庁舎地下1階出入口(裏口)横ガードパイプ
24	24-2	那覇市寄宮2-3-1	沖縄整肢療護園横ガードパイプ
24	24-3	那覇市寄宮1-2-1	那覇市民会館横ガードレール(駐車場横)
24	24-4	那覇市寄宮1-1	那覇市民会館横の与儀公園内柵
24	24-5	那覇市寄宮1-1	与儀公園東側の柵(かねひで駐車場向い)
24	24-6	那覇市寄宮1-1	与儀公園西側バス停後の植栽フェンス(神原中向い)
24	24-7	那覇市寄宮1-1	与儀公園南側バス停後の植栽ガードパイプ(那覇署向い)
25	25-1	那覇市与儀1-3-1	赤十字病院前与儀バス停横ガードパイプ
25	25-2	那覇市与儀1-24-1	沖縄県立看護大学前バス停横ガードパイプ
25	25-3	那覇市字与儀372-1	がんじゅう整骨院前植栽
25	25-4	那覇市与儀1-1-1	与儀小学校正門左横金網フェンス
25	25-5	那覇市字与儀320-4	沖縄リックユビル前植栽
25	25-6	那覇市字与儀41	城間宅前ガードレール
25	25-7	那覇市与儀2-11	なかよし公園柵
25	25-8	那覇市与儀2-20	わんぱく公園柵
26	26-1	那覇市与儀2-18-19	古波倉宅向い(植栽)
26	26-2	那覇市字古波蔵393	古蔵小学校東側ガードパイプ
26	26-3	那覇市字古波蔵1丁目7-2	美川電気店ななめ前ガードパイプ
26	26-4	那覇市字古波蔵1丁目3番1号	大嶺ハイツ前ガードパイプ
26	26-5	那覇市古波蔵4-2-16	古蔵パーキング向い漫湖公園歩道側転落防止柵(稲国アパート隣)
26	26-6	那覇市古波蔵4-11-1	旧沖縄赤十字病院側転落防止柵
26	26-7	那覇市字国場1182-8	ファミリーマート駐車場側ガードパイプ
27	27-1	那覇市古波蔵3-2	ウイングシャトー古波蔵貳番館側ガードパイプ
27	27-2	那覇市古波蔵3-7-25	マイシンビル前ガードパイプ
27	27-3	那覇市古波蔵3-3-20	県営美田市街地住宅前ガードパイプ
27	27-4	那覇市古波蔵3-8-28	こくらクリニック前植栽
27	27-5	那覇市古波蔵3-23-1	市公園管理事務所入口横の転落防止柵

那覇市公営ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	掲示場 番号	住所	設営場所 (詳細)
27	27-6	那覇市古波蔵3-8-14	古波蔵郵政宿舍前ガードパイプ
27	27-7	那覇市古波蔵3-1-1	Fステージ古波蔵レイクフロント向いの転落防止柵
28	28-1	那覇市字安謝653	国際重機ビル付近ガードフェンス
28	28-2	那覇市安謝2-15	安謝市営住宅老人ホーム出入口付近ガードフェンス
28	28-3	那覇市字安謝275	比嘉宅向かいガードパイプ
28	28-4	那覇市安謝2-21-21	上間宅向かいガードパイプ
28	28-5	那覇市字安謝237-13	豊里アパート付近ガードフェンス
28	28-6	那覇市銘苅3-7-3	居酒屋福耳福助向かいガードパイプ
29	29-1	那覇市曙2-16	あけぼの公園(くもん教室向かい)
29	29-2	那覇市字天久1196	日琉アパート前ガードレール
29	29-3	那覇市字安謝260	屋宜アパート横駐車場前ガードパイプ
29	29-4	那覇市曙2-18	曙小学校新垣宅向かいフェンス
29	29-5	那覇市曙2-25	曙小学校裏門駐車場フェンス(協進ビル向かい)
29	29-6	那覇市曙3-9	県営あけぼの住宅向かい緑地
29	29-7	那覇市港町2-10	新港ふ頭中央緑地公園内東側の柵
29	29-8	那覇市港町2-10	新港ふ頭東緑地公園(沖縄ヤマハ向かいの草地)
30	30-1	那覇市泊3-1-6	琉球水難救済会近くガードパイプ
30	30-2	那覇市泊3-17-7	ライオンズマンション向かいガードパイプ
30	30-3	那覇市字上之屋411-3	日本航空上之屋社宅前ガードパイプ
30	30-4	那覇市おもろまち2-7	黄金森公園内フェンス
30	30-5	那覇市泊2-23-9	泊小学校前の翔ハウス向かいガードパイプ
30	30-6	那覇市泊2-23-9	泊小学校運動場高台ガードパイプ(佐久本宅隣駐車場向かい)
30	30-7	那覇市泊2-23-9	田仲珠算塾向かいガードパイプ
30	30-8	那覇市泊1-9-9	末日聖徒イエスキリスト教会前ガードパイプ
31	31-1	那覇市壺屋1-5-13	那覇市壺屋児童館裏の植栽
31	31-2	那覇市壺屋1-26-23	宮里アパート(元沖縄水族館)前ガードパイプ
31	31-3	那覇市樋川2-8-1	神原中学校体育館前ガードパイプ
31	31-4	那覇市字安里411-1	サンハイツ前安里橋の欄干(安里交差点向け右側)

那覇市公営ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	掲示場 番号	住所	設置場所 (詳細)
31	31-5	那覇市字安里420-1	ひめゆり橋の欄干(安里交差点に向かって左側、松和産業ビル隣)
31	31-6	那覇市牧志3-8-1	金城ビル前ガードパイプ
31	31-7	那覇市壺屋1-3	元ピガロ壺屋左前の植栽
32	32-1	那覇市牧志2-8	牧志公園公衆トイレ斜前
32	32-2	那覇市牧志3-2-10	那覇市ぶんかテンブス館隣バイク駐輪場フェンス
32	32-3	那覇市牧志2-13-2	高良宅横ガードレール
32	32-4	那覇市安里2-5	安里交差点付近後方の柵
32	32-5	那覇市安里2-9-13	ひめゆり橋欄干(安里交差点に向かって左側、エイキマンション側)
32	32-6	那覇市牧志3-272-5	モノレール牧志駅下ガードパイプ
32	32-7	那覇市安里2-8-8	ベストウエスタン那覇イン横ガードレール
33	33-1	那覇市久茂地1-6-1	仲尾次ビルの横 川沿いガードパイプ
33	33-2	那覇市松尾2-14	松尾公園内 高台歩道柵
33	33-3	那覇市松尾2-16	松尾公園内駐車場の柵
33	33-4	那覇市松尾2-3	アーバンヒルズ隣フェンス
33	33-5	那覇市久茂地3丁目29	安木屋斜め向かいガードレール
33	33-6	那覇市松尾1-21-44	那覇高校横ガードパイプ(松尾消防署通り沿い、又吉ビル向い)
33	33-7	那覇市松尾1-21-44	那覇高校正面近くガードパイプ(十字路近く)
33	33-8	那覇市旭町	明治橋交差点 川沿いガードパイプ
33	33-9	那覇市泉崎2-101-24	国場宅斜め向かいガードレール
33	33-10	那覇市泉崎2-102-5	阿手川公園内駐車場とのフェンス
33	33-11	那覇市泉崎1-1-1	市役所本庁横道路向きガードパイプ
33	33-12	那覇市泉崎1-1-1	市役所本庁横・レオパレス向かいガードパイプ(市役所向き)
34	34-1	那覇市樋川1-19-12	中央公園東側コンクリート柵(嘉手納宅向い)
34	34-2	那覇市与儀1-3-21	那覇市保健所側ガードパイプ
34	34-3	那覇市樋川2-8	神原中学校横一方通行
34	34-4	那覇市楚辺1-5-1	桃原司法書士事務所横ガードレール
34	34-5	那覇市樋川1-16-36	中央公園城岳小側ガードレール
34	34-6	那覇市樋川1-99-1	旧樋川市営住宅跡地の壁面

那覇市公営ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	掲示場 番号	住所	設置場所 (詳細)
34	34-7	那覇市樋川1-12-39	上間宅前ガードパイプ
35	35-1	那覇市楚辺1-4	城岳公園内遊歩道沿い
35	35-2	那覇市楚辺1-10-29	楚辺ハイツ・墓・駐車場側植栽
35	35-3	那覇市楚辺2-1-1	城岳小学校駐車場前植栽
35	35-4	那覇市楚辺2-42	古波蔵交差点ガードレール（道路側）
35	35-5	那覇市楚辺2-42	古波蔵交差点ガードレール（歩道側）
35	35-6	那覇市楚辺2-42	古波蔵交差点前ガードパイプ 国道側
35	35-7	那覇市楚辺2-33	古波蔵交差点前ガードパイプ JA会館側
36	36-1	那覇市壺川2丁目	那覇社会保険事務所向い壺川中公園内（緑地）
36	36-2	那覇市壺川2-10-6	県営大橋団地バス停近くガードブロック
36	36-3	那覇市壺川2丁目	歩道沿い植込み
36	36-4	那覇市壺川1-8-3	郵便通送株向いガードレール
36	36-5	那覇市壺川1-11-1	壺川改良住宅A-2棟横くろしお会館斜め向いのガードレール
36	36-6	那覇市壺川1-11-1	壺川東公園内グラウンド・パレス壺川斜め向かい（道路向き）
36	36-7	那覇市壺川3-3-8	那覇中央郵便局入口付近の植栽
37	37-1	那覇市天久1-3	天久ちゅらまち公園スポーツデポ後ろの植栽
37	37-2	那覇市天久1-3	天久ちゅらまち公園あめくみらい幼保園入口向かいの植栽
37	37-3	那覇市天久1-3	天久ちゅらまち公園の植栽（メゾン・ポルテ・ボヌール向い）
37	37-4	那覇市天久1-4-1	フェンス
37	37-5	那覇市天久2-24	天久緑風公園フェンス（日建学院駐車場向い）
37	37-6	那覇市天久2-24	天久緑風公園の柵（契約駐車場向い）
38	38-1	那覇市牧志1丁目	ガープ川沿いガードレール
38	38-2	那覇市前島1-3	前島中公園の柵（那覇小学校向い）
38	38-3	那覇市前島1-7-1	那覇小学校運動場近く前島中公園斜め向いガードパイプ
38	38-4	那覇市前島1-20	前島南公園の柵（道路向き）
38	38-5	那覇市前島2-13-10	第一総業管理・銀行駐車場フェンス（58号線向い）
38	38-6	那覇市前島2-13-10	第一総業管理・銀行駐車場フェンス（駐車場出入口付近）
38	38-7	那覇市牧志1-6	牧志1丁目・緑ヶ丘公園出入口付近

那覇市公営ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	掲示場 番号	住所	設営場所 (詳細)
38	38-8	那覇市牧志1-6-30	牧志1丁目・緑ヶ丘公園内(系数家近く)
39	39-1	那覇市前島3-20	前島北公園の柵
39	39-2	那覇市前島3-20	前島北公園の柵(駐車場向き)
39	39-3	那覇市松山2-19	若松公園内(道路向き)
39	39-4	那覇市松山2-24-1	那覇中学校プール側近く
39	39-5	那覇市松山3-27	ロコイン沖縄駐車場横ガードパイプ
39	39-6	沖縄県那覇市松山1丁目17	松山公園駐車場出入口付近フェンス
39	39-7	那覇市松山1-17	松山公園福州園向い出入口付近の植栽
40	40-1	那覇市若狭3-32	夫婦瀬公園の緑地(渡嘉敷宅向い)
40	40-2	那覇市若狭3-32	夫婦瀬公園の緑地(WC付近)
40	40-3	那覇市若狭2-25	若狭海浜公園トイレ向いの植栽
40	40-4	那覇市若狭2-16	若狭小学校裏門フェンス
40	40-5	那覇市若狭1-25	波乃上写真館ビル駐車場後ろ・旭ヶ丘公園内明倫堂近くの植栽
40	40-6	那覇市若狭1-27	若狭中通り沿い歩道脇
41	41-1	那覇市久米2-17	松下駐車場前ガードパイプ
41	41-2	那覇市久米2-15	久米公園出入口のブロック囲い
41	41-3	那覇市東町10-1	エムズガーデンモナコ駐車場横ガードパイプ
41	41-4	那覇市西1-20	サンシャイン通りニッポンレンタカー駐車場付近・タイラビル向かい(ガードパイプ)
41	41-5	那覇市久米2-30	松山公園交差点歩道脇の緑地
42	42-1	那覇市辻2-31	波之上自動車学校向いの植栽
42	42-2	那覇市辻2-26	三文珠公園の柵(砂川宅向い)
42	42-3	那覇市辻2-26	三文珠公園の柵(特別養護老人ホームつじまる向かい)
42	42-4	那覇市辻1-7	辻南公園側ガードパイプ
42	42-5	那覇市通堂町	明治橋交差点 ガードレール(駐車場側)
42	42-6	那覇市通堂町	港湾1号線那覇埠頭道向かい歩道脇緑地
43	43-1	那覇市字小祿1102	垣花食堂向いガードパイプ
43	43-2	那覇市山下町28-8	照屋宅向いガードレール
43	43-3	那覇市山下町11-3	垣花幼稚園前ガードパイプ

那覇市選挙管理委員会

那覇市公営ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	掲示場 番号	住所	設置場所 (詳細)
43	43-4	那覇市山下町6	山下西児童公園入り口フェンス
43	43-5	那覇市山下町18-26	奥武山公園第2駐車場入口横ガードパイプ
43	43-6	那覇市奥武山町50-1	沖縄セルラーパーク那覇前ガードパイプ
43	43-7	那覇市奥武山町316-2	山下交差点ガードパイプ(県道向け・車道向き)
43	43-8	那覇市鏡原町10-20	沖縄そば「与那原屋Ⅱ」向い歩道の落下防止柵
44	44-1	那覇市字小禄239	大田整形外科医院前ガードパイプ
44	44-2	那覇市字小禄105	高良宅向いガードレール
44	44-3	那覇市字田原88	田原自治会館斜め向いガードパイプ
44	44-4	那覇市字田原169-5	新垣宅前ガードパイプ
44	44-5	那覇市字小禄1180	真境名宅向いガードレール
45	45-1	那覇市小禄5-17-2	和ウィメンズクリニック向いガードレール
45	45-2	那覇市小禄4-17-1	當間宅向い小禄若草公園フェンス
45	45-3	那覇市字小禄1240	小禄泉原郵便局横ガードパイプ
45	45-4	那覇市小禄3-7-2	Uハウス前ガードレール
45	45-5	那覇市小禄5-13-1	たかよしビル前ガードレール
45	45-6	那覇市小禄4-1-3	長嶺第2アパート駐車場落下柵(歩道側の柵)
45	45-7	那覇市小禄3-5-7	小禄月光公園
45	45-8	那覇市字小禄546-2	金城アパート前ガードパイプ
45	45-9	那覇市小禄2-5-1	小禄南風公園柵
45	45-10	那覇市小禄2-2-2	TSマンション向かいガードレール
45	45-11	那覇市小禄2-10-7	ファミリーさくらの向かいガードレール
46	46-1	那覇市鏡原町10-38	那覇市鏡原保育所向かいガードレール(漫湖側)
46	46-2	那覇市鏡原町31-5	くじら公園側ガードレール
46	46-3	那覇市小禄1-32-1	大山方横ガードパイプ
46	46-4	那覇市小禄1-9	ひよどり児童公園柵
46	46-5	那覇市鏡原町37-1	漫湖公園テニスコート前植込み
46	46-6	那覇市鏡原町35-9	鏡原中正門横ガードレール
47	47-1	那覇市宇栄原6-7-23	あさひハウス向かいガードパイプ

那覇市選挙管理委員会

那覇市公営ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	掲示場 番号	住所	設営場所 (詳細)
47	47-2	那覇市宇栄原6-3-1	平良宅前ガードパイプ
47	47-3	那覇市宇栄原4-15-1	宇栄原団地前バス停横ガードパイプ
47	47-4	那覇市宇栄原4-14-2	宇栄原団地6棟前柵
47	47-5	那覇市宇栄原5-12-34	ライオンズマンション宇栄原第2前柵
47	47-6	那覇市宇栄原5-7-20	宇栄原西公園植栽前
47	47-7	那覇市宇栄原4-16-15	宇栄原団地C-15向いガードパイプ
47	47-8	那覇市宇栄原	宇栄原中公園柵
47	47-9	那覇市宇栄原6-9-22	宇栄原公園フェンス前
48	48-1	那覇市宇栄原1-26-15	小禄オートガス前ガードパイプ
48	48-2	那覇市宇栄原1-10-13	契約駐車場前ガードパイプ
48	48-3	那覇市宇栄原2-12-15	五月公園柵
48	48-4	那覇市宇栄原1-18-6	棚原宅前ガードパイプ
48	48-5	那覇市宇栄原2-8-32	五月公園柵
48	48-6	那覇市高良3-2-28	いさやパーキング前ガードレール
48	48-7	那覇市高良3-5	高良あおぞら公園柵
49	49-1	那覇市高良1-4	高良公園
49	49-2	那覇市宮城1-12-5	上原宅向かいガードパイプ
49	49-3	那覇市高良2-3-18	小禄農協横落下柵
49	49-4	那覇市高良1-4-43	具志宅前の柵
49	49-5	那覇市高良2-14-22	サンヒルズ高良向い落下柵
49	49-6	那覇市具志2-24	あさがお公園柵
49	49-7	那覇市具志3-10	具志・宮城西公園柵
49	49-8	那覇市具志2-32-11	忠農園横ガードレール
49	49-9	那覇市高良2-5	高前原公園落下柵
50	50-1	那覇市赤嶺2-6-1	世界真光沖縄道場前ガードレール
50	50-2	那覇市赤嶺2丁目	小禄わかば公園
50	50-3	那覇市田原3-2-1	小禄市営住宅1棟前フェンス
50	50-4	那覇市田原3-6-1	小禄市営住宅5棟前駅階段前フェンス

那覇市公営ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	掲示場 番号	住所	設置場所 (詳細)
50	50-5	那覇市田原3-4-1	田原公園
50	50-6	那覇市赤嶺1-5-2	ビッグエコー小禄店裏ガードレール
50	50-7	那覇市金城4丁目	さくら公園遊歩道
50	50-8	那覇市赤嶺2-2-1	赤嶺中継ポンプ場柵
51	51-1	那覇市銘苅2-3-1	新都心銘苅庁舎横の柵
51	51-2	那覇市銘苅1-16-5	ふくふくびる向いガードレール
51	51-3	那覇市字古島29	琉球生コン前ガードフェンス
51	51-4	那覇市銘苅2-10	新都心公園銘苅じんじん広場・パークサイドツグミ横ガードフェンス
51	51-5	那覇市銘苅3-3	銘苅てんとうむし公園の草地(仲本宅向い)
51	51-6	那覇市銘苅1-18-16	新都心銘苅市営住宅1号棟前の植栽
51	51-7	那覇市銘苅2-10	公園側・横断歩道近くガードフェンス(T字路)
51	51-8	那覇市銘苅1-5	銘苅かりゆし公園の草地(TUXHair駐車場向い)
51	51-9	那覇市銘苅2-10	新都心公園銘苅じんじん広場・エレガントむつみ向いのガードフェンス
51	51-10	那覇市銘苅2-20	ガードパイプ(ブランドール新都心向い)
52	52-1	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(はるやま向い)
52	52-2	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(大興新都心マンション向い)
52	52-3	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(メゾンドールUCHIMA向い)
52	52-4	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(パークサイドおもろ向いT字路)
52	52-5	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(はるやま向い)公園向き
52	52-6	那覇市おもろまち3-2-1	Dグラディア天久パークビュー向かい
52	52-7	那覇市安謝1-16	安謝東原公園WC近く(ガードパイプ)
53	53-1	那覇市金城1丁目	小禄すみれ児童公園
53	53-2	那覇市田原1丁目	どんぐり公園フェンス
53	53-3	那覇市金城5-10-2	イオン那覇店西側駐車場出口横植栽
53	53-4	那覇市金城3-2-1	小禄金城公園内柵(池の前)
53	53-5	那覇市金城3丁目	小禄金城公園(金城中側)
54	54-1	那覇市首里鳥堀町5-55-3	県営鳥堀団地1棟裏のフェンス
54	54-2	那覇市首里鳥堀町4-29	宜野座宅横の柵

那覇市選挙管理委員会

那覇市公営ポスター掲示場設置場所一覧

投票区	掲示場 番号	住所	設置場所 (詳細)
54	54-3	那覇市首里汀良町3-11	上里宅付近ガードパイプ(歩道向き)
54	54-4	那覇市首里久場川町2-96	久場川市営住宅A2棟前ガードパイプ
54	54-5	那覇市首里久場川町2-149-4	消防署首里出張所向い転落防止柵
54	54-6	那覇市首里久場川町2-18	久場川児童館前ガードパイプ
54	54-7	那覇市首里久場川町2-36	首里久場川町久場川市営住宅前の柵(浜比嘉アパートB向い)
54	54-8	那覇市首里久場川町2-86-6	ローソン首里久場川団地前店隣のガードレール
54	54-9	那覇市首里赤平町2-33	虎瀬公園入口ガードレール(真栄田社向い)
54	54-10	那覇市首里汀良町2-7-6	島袋宅向い(駐車場フェンス・文化財課所管管理地)

那覇市選挙管理委員会告示第 3 号

平成 29 年 6 月 26 日

掲 示 済

公営ポスター掲示場にポスターの掲示を開始することのできる日について

平成 29 年 7 月 9 日執行の那覇市議会議員一般選挙において、公職選挙法第 144 条の 2 第 5 項の規定によるポスター掲示場のポスターの掲示を開始することのできる日は、平成 29 年 7 月 2 日からである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

那覇市選挙管理委員会告示第 4 号

平 成 2 9 年 6 月 2 6 日
掲 示 済

特定国外派遣隊員の不在者投票用紙等の交付及び郵送開始日について

平成 29 年 7 月 9 日執行の那覇市議会議員一般選挙において、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 59 条の 5 の 4 第 7 項の規定により、告示日前に投票用紙及び投票用封筒を交付し又は郵便をもって発送する場合、その交付及び発送を開始する日は、平成 29 年 6 月 27 日とする。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

那覇市選挙管理委員会告示第 5 号

平 成 2 9 年 7 月 1 日
掲 示 済

選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準日、登録の日について

平成 29 年 7 月 9 日執行の那覇市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 2 項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準日、登録の日を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

- 1 被登録資格の決定の基準日 平成 29 年 7 月 1 日
（ただし、年齢については平成 29 年 7 月 10 日）
- 2 登 録 の 日 平成 29 年 7 月 1 日

那覇市選挙管理委員会告示第 6 号

平 成 2 9 年 7 月 1 日
掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

- | | | |
|---|-------------------------|----------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数 | 5,237 人 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 | 87,277 人 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 | 43,639 人 |

那覇市選挙管理委員会告示第 7 号

平 成 2 9 年 7 月 2 日
掲 示 済

那覇市議会議員一般選挙の期日について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 33 条第 1 項の規定により、任期満了による那覇市議会議員一般選挙を次のとおり行う。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

1 選 挙 期 日 平成 29 年 7 月 9 日

2 選挙すべき議員数 40 人

那覇市選挙管理委員会告示第 8 号

平 成 2 9 年 7 月 2 日

掲 示 済

投票用紙の色について

平成 29 年 7 月 9 日執行の那覇市議会議員一般選挙の投票用紙の色を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会

委員長 唐 眞 弘 安

1 那覇市議会議員一般選挙用紙の色 白 色

2 那覇市議会議員一般選挙用紙印刷の文字の色 赤 色

那覇市選挙管理委員会告示第 9 号

平 成 2 9 年 7 月 2 日

掲 示 済

投票所について

平成 29 年 7 月 9 日執行の那覇市議会議員一般選挙の投票所を別紙のとおり 定める。

那覇市選挙管理委員会

委員長 唐 眞 弘 安

那覇市選挙管理委員会

投 票 所 一 覧

投票区	投票所	投票場所	住 所
1	石嶺小学校	体育館	首里石嶺町4-360-8
2	城東小学校	体育館下1階	首里石嶺町2-74
3	城北小学校	体育館	首里石嶺町1-162
4	城北小学校	体育館	首里石嶺町1-162
5	大名児童館	1階	首里大名町2-75
6	首里公民館	1階ホール	首里当蔵町2-8-2
7	城南小学校	地域連携教室	首里崎山町4-35-2
8	城西小学校	1階玄関ホール	首里真和志町1-5
9	首里高等学校	管理棟玄関ホール	首里真和志町2-43
10	松島中学校	1階多目的室	古島2-11-2
11	末吉老人福祉センター	1階	首里末吉町2-14
12	真嘉比小学校	体育館	真嘉比1-17-1
13	大道中央病院	リハビリテーション室	安里1-1-37
14	沖縄工業高等学校	理科芸術棟(絵画デザイン教室)	松川3-20-1
15	松川小学校	ゆいゆいホール(地域連携ホール)	松川1-7-1
16	大道小学校	体育館	字大道146-1
17	石田中学校	玄関ホール	繁多川5-17-1
18	識名小学校	玄関広場	識名2-2-1
19	上間小学校	1階玄関ホール	長田2-11-60
20	仲井真小学校	体育館	字仲井真173
21	真地小学校	体育館	字真地313
22	寄宮中学校	職員室側ロビー	長田1-13-65
23	真和志幼稚園	幼稚園遊戯室	寄宮3-1-1
24	真和志支所	地下コミュニティ会議室	寄宮2-32-1
25	与儀小学校	体育館	与儀1-1-1
26	古蔵中学校	体育館	古波蔵4-8-1
27	古蔵中学校	体育館	古波蔵4-8-1
28	安謝児童館	1階 多目的ホール	安謝2-15-2
29	曙小学校	ミーティングルーム	曙2-18-1
30	泊幼稚園	幼稚園(講堂)	泊2-23-9
31	神原小学校	1階オープンスペース	樋川2-7-1
32	壺屋小学校	1階ワークスペース	牧志3-14-12
33	那覇市役所本庁舎	1階市民会議室	泉崎1-1-1

那覇市選挙管理委員会

投 票 所 一 覧

投票区	投票所	投票場所	住 所
34	神原中学校	体育館1階(武道場)	樋川2-8-1
35	城岳小学校	体育館	楚辺2-1-1
36	壺川老人福祉センター	1階リハビリ室	壺川2-3-11
37	天久小学校	地域連携室	天久1-4-1
38	那覇小学校	地域連携室	前島1-7-1
39	那覇中学校	第2美術教室 1階	松山2-24-1
40	若狭小学校	C棟多目的ホール(裏門プール側)	若狭2-16-1
41	上山中学校	体育館	久米1-3-1
42	上山中学校	体育館	久米1-3-1
43	垣花小学校	視聴覚教室	山下町17-1
44	小禄小学校	体育館	字小禄1150
45	小禄南小学校	玄関フロア	小禄4-14-1
46	療育センター	1階ホール	鏡原町10-40
47	小禄支所	1階ロビー	宇栄原4-2-2
48	さつき小学校	交流プラザ	宇栄原1-12-1
49	小禄南公民館	1階ホール	高良2-7-1
50	金城小学校	体育館	金城4-3-1
51	なは市民協働プラザ	1階女性センター第2学習室	銘苅2-3-1
52	緑化センター	ホール	おもろまち3-2-1
53	金城中学校	体育館	金城4-4-1
54	首里支所	1階会議室	首里久場川町2-18-9

那覇市選挙管理委員会告示第 10 号

平 成 2 9 年 7 月 2 日

掲 示 済

投票管理者及びその職務代理者の氏名等について

平成 29 年 7 月 9 日執行の那覇市議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

投 票 管 理 者 （ 告 示 ）

投 票 区	投 票 所	氏 名
第1投票区	石嶺小学校	佐久川 正守
第2投票区	城東小学校	仲宗根 司
第3投票区	城北小学校	瀬名波 幹雄
第4投票区	城北小学校	赤嶺 譲
第5投票区	大名児童館	中城 盛光
第6投票区	首里公民館	徳永 周作
第7投票区	城南小学校	豊里 正章
第8投票区	城西小学校	森根 利之
第9投票区	首里高校	又吉 盛斗
第10投票区	松島中学校	澤岷 寛明
第11投票区	末吉老人福祉センター	池原 哲之
第12投票区	真嘉比小学校	真境名 元作
第13投票区	大道中央病院	金城 康也
第14投票区	沖縄工業高校	真栄城 敬一
第15投票区	松川小学校	大城 義智
第16投票区	大道小学校	當間 広樹
第17投票区	石田中学校	山城 忠信
第18投票区	識名小学校	山城 正行
第19投票区	上間小学校	瀬長 正勝
第20投票区	仲井真小学校	新崎 隆
第21投票区	真地小学校	本永 春樹
第22投票区	寄宮中学校	安室 健二
第23投票区	真和志幼稚園	高宮 修一

投 票 管 理 者 （ 告 示 ）

投 票 区	投 票 所	氏 名
第24投票区	真和志庁舎	末吉 正睦
第25投票区	与儀小学校	外間 喜伸
第26投票区	古蔵中学校	當山 忠彦
第27投票区	古蔵中学校	比嘉 世顕
第28投票区	安謝児童館	仲宗根 健
第29投票区	曙小学校	元 健二
第30投票区	泊幼稚園	慶田城 用世
第31投票区	神原小学校	当真 嗣貴
第32投票区	壺屋小学校	比嘉 建仁
第33投票区	那覇市役所本庁舎	上原 堅次郎
第34投票区	神原中学校	平良 俊弥
第35投票区	城岳小学校	常田 智也
第36投票区	壺川老人センター	古堅 博己
第37投票区	天久小学校	又吉 剛
第38投票区	那覇小学校	上江洲 寛
第39投票区	那覇中学校	崎枝 智
第40投票区	若狭小学校	佐々木 一肇
第41投票区	上山中学校	波平 治
第42投票区	上山中学校	棚原 憲一郎
第43投票区	垣花小学校	仲本 達彦
第44投票区	小禄小学校	金武 佳之
第45投票区	小禄南小学校	栄野元 到
第46投票区	療育センター	座安 まり子

投 票 管 理 者（ 告 示 ）

投 票 区	投 票 所	氏 名
第47投票区	小禄支所	大嶺 毅
第48投票区	さつき小学校	玉寄 博道
第49投票区	小禄南公民館	長田 健二
第50投票区	金城小学校	親川 純也
第51投票区	なは市民協働プラザ	喜納 博明
第52投票区	緑化センター	松本 悠樹
第53投票区	金城中学校	平良 厚
第54投票区	首里支所	上原 立也

職 務 代 理 者（ 告 示 ）

投 票 区	投 票 所	氏 名
第1投票区	石嶺小学校	中村 まゆみ
第2投票区	城東小学校	富山 嘉朗
第3投票区	城北小学校	上原 佳菜
第4投票区	城北小学校	大城 義人
第5投票区	大名児童館	我謝 輝
第6投票区	首里公民館	喜屋武 太一
第7投票区	城南小学校	新里 愛美
第8投票区	城西小学校	下地 正将
第9投票区	首里高校	外間 康幸
第10投票区	松島中学校	諸見里 浩司
第11投票区	末吉老人福祉センター	大野 和希
第12投票区	真嘉比小学校	我那覇 智
第13投票区	大道中央病院	知花 卓朗
第14投票区	沖縄工業高校	大浜 恵
第15投票区	松川小学校	松本 頼彦
第16投票区	大道小学校	上間 啓広
第17投票区	石田中学校	仲宗根 隆成
第18投票区	識名小学校	川上 修広
第19投票区	上間小学校	長濱 宗直
第20投票区	仲井真小学校	我那覇 正
第21投票区	真地小学校	平良 理子

職 務 代 理 者（ 告 示 ）

投 票 区	投 票 所	氏 名
第22投票区	寄宮中学校	久場川 洸
第23投票区	真和志幼稚園	森山 佳市郎
第24投票区	真和志庁舎	比嘉 拓
第25投票区	与儀小学校	石底 早弥香
第26投票区	古蔵中学校	玉城 聡洋
第27投票区	古蔵中学校	照屋 孝
第28投票区	安謝児童館	金城 宏太
第29投票区	曙小学校	平良 広樹
第30投票区	泊幼稚園	島袋 裕也
第31投票区	神原小学校	具志堅 卓史
第32投票区	壺屋小学校	比嘉 明浩
第33投票区	那覇市役所本庁舎	真栄里 憲一
第34投票区	神原中学校	小渡 康公
第35投票区	城岳小学校	牧志 琢磨
第36投票区	壺川老人センター	松田 太一郎
第37投票区	天久小学校	野辺 達也
第38投票区	那覇小学校	国頭 洋介
第39投票区	那覇中学校	新垣 安奈
第40投票区	若狭小学校	新里 麻里奈
第41投票区	上山中学校	中村 友香
第42投票区	上山中学校	池味 政紀

職 務 代 理 者（ 告 示 ）

投 票 区	投 票 所	氏 名
第43投票区	垣花小学校	長瀬 達也
第44投票区	小禄小学校	宮城 勝哉
第45投票区	小禄南小学校	安里 成顕
第46投票区	療育センター	城間 賢治
第47投票区	小禄支所	赤嶺 文哉
第48投票区	さつき小学校	上原 学
第49投票区	小禄南公民館	宮城 翔
第50投票区	金城小学校	嘉陽田 涼太
第51投票区	なは市民協働プラザ	宮城 辰哉
第52投票区	緑化センター	山田 将人
第53投票区	金城中学校	伊集 守幸
第54投票区	首里支所	石川 高也

那覇市選挙管理委員会告示第 11 号

平 成 2 9 年 7 月 2 日

掲 示 済

期日前投票所について

平成 29 年 7 月 9 日執行の那覇市議会議員一般選挙の 期日前投票の場所を別紙
のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

那覇市選挙管理委員会

期日前投票所一覧

期日前 投票所名	投票所に充てる 施設の名称	所在地	期間及び時間
期日前 第1投票所	那覇市役所本庁舎 1階市民会議室	泉崎1丁目1番1号	平成29年 7月3日 ～ 7月8日 午前8時30分 ～ 午後8時
期日前 第2投票所	首里支所 1階会議室	首里久場川町2丁目18番地9	平成29年 7月3日 ～ 7月8日 午前9時 ～ 午後6時
期日前 第3投票所	真和志庁舎 地下コミュニティー会議室	寄宮2丁目32番1号	
期日前 第4投票所	サンエー那覇メインプレイス 5階中央出入口	おもろまち4丁目4番9号	平成29年 7月3日 ～ 7月8日 午前10時 ～ 午後8時
期日前 第5投票所	イオン那覇店 5階西エレベーター乗り場	金城5丁目10番地2	

那覇市選挙管理委員会告示第12号

平成 29 年 7 月 2 日
掲 示 済

期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について

平成 29 年 7 月 9 日執行の那覇市議会議員一般選挙に おける期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

期日前投票管理者

期日前職務代理者

本庁	日付	氏名
第1期日前投票所	7月3日	高江洲 義人
	7月4日	新里 真和
	7月5日	倉原 英弘
	7月6日	金城 貞雄
	7月7日	野原 由將
	7月8日	渡慶次 柴福

本庁	日付	氏名
第1期日前投票所	7月3日	久場 貴子
	7月4日	本永 亨
	7月5日	池間 孝子
	7月6日	金城 邦彦
	7月7日	松田 太一郎
	7月8日	平田 貴丸

首里支所	日付	氏名
第2期日前投票所	7月3日	屋比久 健治
	7月4日	松原 千枝子
	7月5日	屋良 幸広
	7月6日	上里 素子
	7月7日	比嘉 良裕
	7月8日	島袋 真左樹

首里支所	日付	氏名
第2期日前投票所	7月3日	照屋 美幸
	7月4日	山城 正章
	7月5日	島津 美香
	7月6日	高江洲 美鈴
	7月7日	新垣 豊
	7月8日	備瀬 藍子

真和志支所	日付	氏名
第3期日前投票所	7月3日	山内 誠実
	7月4日	花城 均
	7月5日	外間 朝史
	7月6日	仲座 泰史
	7月7日	嘉陽 宗則
	7月8日	宮城 安伸

真和志支所	日付	氏名
第3期日前投票所	7月3日	親川 純也
	7月4日	比嘉 盛春
	7月5日	森田 ひとみ
	7月6日	眞榮城 満
	7月7日	柳川 大吉
	7月8日	小波津 和樹

メインプレス	日付	氏名
第4期日前投票所	7月3日	幸地 英子
	7月4日	田場 壮子
	7月5日	平良 俊弥
	7月6日	幸地 勇人
	7月7日	南風原 正記
	7月8日	新川 智博

メインプレス	日付	氏名
第4期日前投票所	7月3日	島尻 臣信
	7月4日	仲村 海
	7月5日	玉城 絵里
	7月6日	大城 そよか
	7月7日	仲間 功
	7月8日	長浜 潤

イオン那覇店	日付	氏名
第5期日前投票所	7月3日	平良 啓
	7月4日	具志川 朝彦
	7月5日	長瀬 亜理沙
	7月6日	比嘉 拓
	7月7日	與那覇 るみ
	7月8日	山城 興伸

イオン那覇店	日付	氏名
第5期日前投票所	7月3日	岸本 康
	7月4日	長嶺 伶生
	7月5日	島袋 康平
	7月6日	城間 美緒
	7月7日	仲間 稔
	7月8日	幸喜 明子

那覇市選挙管理委員会告示第 13 号

平 成 2 9 年 7 月 2 日
掲 示 済

投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について

平成 29 年 7 月 9 日執行の那覇市議会議員一般選挙における投票記載所の氏名等の掲示（氏名掲示）の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

- 1 日 時 平成 29 年 7 月 2 日（日） 午後 5 時
- 2 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
那覇市選挙管理委員会

那覇市選挙管理委員会告示第 14 号

平 成 2 9 年 7 月 2 日
掲 示 済

選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所について

平成 29 年 7 月 9 日執行の那覇市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

- 1 日 時 平成 29 年 7 月 2 日（日） 午後 5 時 30 分
- 2 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
那覇市選挙管理委員会

那覇市選挙管理委員会告示第 15 号

平 成 2 9 年 7 月 2 日

掲 示 済

選挙長及びその職務を代理すべき者の氏名等について

平成 29 年 7 月 9 日執行の那覇市議会議員一般選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会

委員長 唐 眞 弘 安

選 挙 長	氏 名	唐眞 弘安
	住 所	那覇市首里末吉町 3 丁目 50 番地 1 末吉共同住宅 2－407
職務を代理すべき者	氏 名	松田 義之
	住 所	那覇市古島 2 丁目 3 番地 5

那覇市選挙管理委員会告示第 16 号

平 成 2 9 年 7 月 2 日

掲 示 済

開票事務と選挙会事務の合同について

平成 29 年 7 月 9 日執行の那覇市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 79 条第 1 項の規定により開票の事務は選挙会の事務にあわせて行うものとする。

那覇市選挙管理委員会

委員長 唐 眞 弘 安

那覇市選挙管理委員会告示第 17 号
平 成 2 9 年 7 月 2 日
掲 示 済

選挙会の場所及び日時について

平成 29 年 7 月 9 日執行の那覇市議会議員一般選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

- 1 日 時 平成 29 年 7 月 9 日（日） 午後 9 時 10 分
- 2 場 所 那覇市字識名 1227 番地
那覇市民体育館 メインアリーナ

那覇市選挙管理委員会告示第 18 号
平 成 2 9 年 7 月 2 日
掲 示 済

選挙運動に関する収入及び支出報告書の要旨の公表方法について

平成 29 年 7 月 9 日執行の那覇市議会議員一般選挙の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表は次の方法で行う。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

公表の方法 . . . 那覇市公報に登載する。

那覇市選挙管理委員会告示第 19 号

平 成 2 9 年 7 月 2 日

掲 示 済

選挙運動に関する支出金額の制限額について

平成 29 年 7 月 9 日執行の那覇市議会議員一般選挙につき、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条第 1 項第 3 号による選挙運動に関する支出金額は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 唐 眞 弘 安

那覇市議会議員一般選挙 5,479,500 円

那覇市選挙管理委員会告示第 20 号

平 成 2 9 年 7 月 4 日

掲 示 済

期日前投票所における投票管理者の職務を代理すべき者の氏名等の変更について

平成 29 年 7 月 9 日執行の那覇市議会議員一般選挙の期日前投票所における投票管理者の職務を代理すべき者を次のとおり変更する。

那覇市選挙管理委員会

委員長 唐 眞 弘 安

1 投票所 期日前第 5 投票所

2 変更する者

(変更前)

日付	氏名
7 月 5 日	島袋 康平

(変更後)

日付	氏名
7 月 5 日	松田 信男

那覇市議会議員一般選挙選挙長告示

那覇市議会議員一般選挙選挙長告示第 1 号

平 成 2 9 年 7 月 2 日
掲 示 済

選挙長の事務を行う場所について

選挙管理事務執行取扱規程（昭和 63 年沖縄県選挙管理委員会告示第 3 号）第 86 条の規定により、平成 29 年 7 月 9 日執行の那覇市議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

那 覇 市 議 会 議 員 一 般 選 挙
選 挙 長 唐 眞 弘 安

- 1 平成 29 年 7 月 2 日（日）
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
第 1 研修室
- 2 平成 29 年 7 月 3 日（月）以降
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
那覇市選挙管理委員会

那覇市議会議員一般選挙選挙長告示第 2 号

平 成 2 9 年 7 月 2 日
掲 示 済

選挙立会人決定のくじを行う日時及び場所について

平成 29 年 7 月 9 日執行の那覇市議会議員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

那 覇 市 議 会 議 員 一 般 選 挙
選 挙 長 唐 眞 弘 安

1 日時

平成 29 年 7 月 6 日（木）午後 5 時 30 分

2 場所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁舎 12 階
那覇市選挙管理委員会

那覇市議会議員一般選挙選挙長告示第 3 号

平 成 2 9 年 7 月 2 日
掲 示 済

候補者の届出について

平成 29 年 7 月 9 日執行の那覇市議会議員一般選挙において、候補者として別紙のとおり届出があった。

那 覇 市 議 会 議 員 一 般 選 挙
選 挙 長 唐 眞 弘 安

立 候 補 者 一 覧 (那 覇 市 議 会 議 員 一 般 選 挙)

届出 番号	候 補 者 氏 名 ふ り が な	本 籍	住 所	生 年 月 日	党	派	職 業
1	具志 幸一 ぐし こういち	沖縄県那覇市久米一丁目11番地1	沖縄県那覇市銘苅3丁目17番15号	昭和33年12月24日	無所属		無職
2	中村 圭介 なかむら けいすけ	沖縄県那覇市首里汀良町三丁目63番地1	沖縄県那覇市首里汀良町3丁目43番地1 TSURUマンション203	昭和59年9月2日	無所属		那覇市議会議員
3	とくとめ博臣 (徳留 博臣) ひろおみ	沖縄県那覇市首里大名町一丁目113番地	沖縄県那覇市首里大名町1丁目113番地	昭和23年2月23日	幸福実現党		無職
4	下地 トシオ (下地 敏男) しもじ	沖縄県那覇市字安謝184番地	沖縄県那覇市金城1丁目11番地11	昭和25年1月28日	社会民主党		那覇市議会議員
5	ナカガワ福俊 (仲川 福俊) ふくとし	沖縄県那覇市識名一丁目11番	沖縄県那覇市識名1丁目11番56号	昭和31年4月22日	無所属		無職
6	砂川 伸彦 すなかわ のぶひこ	沖縄県那覇市安謝一丁目10番	沖縄県那覇市上之屋1丁目11番1-605号 オシワード高良Ⅲ	昭和44年11月19日	無所属		一般社団法人 日 本 肉 食 振 進 協 会 代表理事
7	ワク川 朝渉 (湧川 朝渉) がわ ともゆき	沖縄県那覇市字松川370番地	沖縄県那覇市具志3丁目22番7号	昭和35年7月29日	日本共産党		那覇市議会議員

(注) 候補者が通称を使用する場合、「候補者氏名」の欄は通称で記載することとし、その下に戸籍名を () 書きすること。

立 候 補 者 一 覧 (那 覇 市 議 会 議 員 一 般 選 挙)

届出 番号	候 補 者 氏 名 ふりがな	本 籍	住 所	生 年 月 日	党	派	職 業
8	金城 トオル (金城 徹) きんじょう	沖縄県那覇市垣花町二丁目77番地	沖縄県那覇市山下町13番5号	昭和28年9月19日	無所属		那覇市議会議員
9	金城 トシオ (金城 敏雄) きんじょう	沖縄県那覇市首里赤平町一丁目50番地2	沖縄県那覇市首里赤平町1丁目50番地8	昭和24年9月1日	自由民主党		那覇市議会議員
10	久高 トモヒロ (久高 友弘) くたか	沖縄県那覇市首里鳥堀町五丁目17番地	沖縄県那覇市三原2丁目27番27-506号ライオンズマンション三原第2	昭和23年7月17日	自由民主党		那覇市議会議員
11	キシヤノ盛三 (喜舎場 盛三) もりみつ	沖縄県那覇市松山一丁目27番地1	沖縄県那覇市首里末吉町2丁目76番地	昭和28年1月26日	公明党		那覇市議会議員
12	相沢 あやの (相澤 あやの) あいざわ	東京都多摩市諏訪一丁目54番地2	沖縄県那覇市泊3丁目16番地5 L. M泊3丁目第2-402	昭和52年5月23日	無所属		無職
13	ナガヤマ盛太郎 (永山 盛太郎) せいだろう	沖縄県南城市知念字海野151番地	沖縄県那覇市古波蔵1丁目29番12号	昭和39年8月3日	無所属		会社員
14	おくま りょう (奥間 亮)	沖縄県那覇市松島二丁目453番地6	沖縄県那覇市县志1丁目10番7号 メゾン高良301	昭和61年8月27日	自由民主党		那覇市議会議員

(注) 候補者が通称を使用する場合、「候補者氏名」の欄は通称で記載することとし、その下に戸籍名を() 書きすること。

立 候 補 者 一 覧 (那 覇 市 議 会 議 員 一 般 選 挙)

届出 番号	候 補 者 氏 名	本 籍	住 所	生 年 月 日	党	派	職	業
15	おおしろ 大城 わかこ (大城 幼子)	沖縄県名護市字源河 1 1 1 番地	沖縄県那覇市字大道 7 8 番地 1 2 階	昭和39年2月1日	公明党		那覇市議会議員	
16	あらさき 新崎 しんや (新崎 進也)	沖縄県那覇市久茂地二 丁目7番地4	沖縄県那覇市字国場1164 番地15 カツラマタハイム 302	昭和50年7月6日	日本維新の会		無職	
17	うえはら 上原 カイザ (上原 快佐)	沖縄県那覇市宮城一丁 目 2 番	沖縄県那覇市字大道 2 3 6 番地 レガール UEHARA 2 0 2	昭和55年2月29日	沖縄社会大衆党		那覇市議会議員	
18	しもじ 下地 あつし (下地 厚)	沖縄県石垣市字石垣68 番地	沖縄県那覇市三原1丁目26 番1号 メゾンみはら503	昭和35年9月20日	命どう宝!琉球 の自己決定権の 会		無職	
19	おお 大はま やすし (大濱 安史)	沖縄県那覇市首里石嶺 町一丁目146番地	沖縄県那覇市首里大名町1 丁目190番地 タウンハウ ス大名G	昭和31年10月19日	公明党		那覇市議会議員	
20	こはつ うしお (小波津 潮)	沖縄県国頭郡金武町字 金武 3 6 3 番地	沖縄県那覇市久米1丁目 1 番 1 8 号 グレイスハイ ム旭橋駅前2ーD	昭和48年9月14日	無所属		無職	
21	いけはら 池原 なおまさ (池原 直慎)	沖縄県那覇市字大道 1 4 番地	沖縄県那覇市松山1丁目 1 5 番 2 0 - 4 0 6 号 ラ イオンズマーンション大文 関	昭和43年7月8日	無所属		会社役員 代表取 締役	

(注) 候補者が通称を使用する場合、「候補者氏名」の欄は通称で記載することとし、その下に戸籍名を () 書きすること。

立 候 補 者 一 覧 (那 覇 市 議 会 議 員 一 般 選 挙)

届出 番号	候 補 者 氏 名	本 籍	住 所	生 年 月 日	党	派	職 業
22	ふりがな のほら 嘉孝 (野原 嘉孝)	沖縄県那覇市宇栄原二丁目3番	沖縄県那覇市おもろまち2丁目6番12-401号 サントピアおもろまち第2	昭和37年10月8日	公明党		那覇市議会議員
23	おおやま 大山 たかお (大山 孝夫)	福岡県築上郡築上町大字築城312番地13	沖縄県那覇市西2丁目21番1-210号 ル・サンク那覇西街	昭和55年12月20日	自由民主党		無職
24	おなが 翁長 シュンエイ (翁長 俊英)	沖縄県宮古郡多良間村字塩川70番地	沖縄県那覇市識名1丁目6番16号	昭和31年12月20日	公明党		那覇市議会議員
25	おなが 翁長 ダイスケ (翁長 大輔)	沖縄県那覇市首里儀保町一丁目37番地	沖縄県那覇市首里儀保町1丁目37番地	昭和57年4月16日	無所属		那覇市議会議員
26	あらかきよしとよ (新垣 淑豊)	沖縄県那覇市首里寒川町一丁目81番地8	沖縄県那覇市首里寒川町1丁目81番地8	昭和50年8月14日	自由民主党		社会福祉法人 学生会 理事
27	たいち 平良 さとこ (稲嶺 識子)	沖縄県那覇市首里石嶺町一丁目97番地3	沖縄県那覇市泊3丁目1番地2 Fステージ泊803	昭和54年4月19日	沖縄社会大衆党		那覇市議会議員
28	うえはら 上原 ひさこ (上原 仙子)	沖縄県那覇市金城二丁目6番地11	沖縄県那覇市字小禄1481番地6 ピア・アーバン小禄506	昭和40年10月4日	無所属		無職

(注) 候補者が通称を使用する場合、「候補者氏名」の欄は通称で記載することとし、その下に戸籍名を () 書きすること。

立 候 補 者 一 覧 (那 覇 市 議 会 議 員 一 般 選 挙)

届出 番号	候 補 者 氏 名 ふりがな	本 籍	住 所	生 年 月 日	党 派	職 業
29	宮平 のりこ みやひらのりこ	沖縄県中頭郡嘉手納町 字久得257番地	沖縄県那覇市識名2丁目13 番53号	昭和22年6月9日	社会民主党	那覇市議会議員
30	フルゲン茂治 (古堅 茂治) しげはる	沖縄県国頭郡国頭村字 安田119番地	沖縄県那覇市首里石嶺町 4丁目372番地6 ねがーデン305	昭和27年9月23日	日本共産党	那覇市議会議員
31	カメシマ賢二郎 (亀島 賢二郎) けんじちろう	沖縄県那覇市前島二丁 目14番地7	沖縄県那覇市字上之屋335 番地 仲本マンションE- 202	昭和47年10月8日	無所属	那覇市議会議員
32	坂井 こうじ (坂井 浩二) さかい	沖縄県宮古島市平良字 西里972番地1	沖縄県那覇市銘苅1丁目3 番8-210号 エースプレイ ス新都心	昭和49年9月13日	無所属	那覇市議会議員
33	翁長 タケハル (翁長 雄治) おなが	沖縄県那覇市字大道 48番地	沖縄県那覇市字大道 151番地2 新地マンシ ョン603	昭和62年7月6日	無所属	無職
34	アグニ 彰 (栗國 彰) あきら	沖縄県那覇市字識名 1108番地6	沖縄県那覇市字識名1108 番地6	昭和31年3月29日	自由民主党	那覇市議会議員
35	清水 マオ (清水 磨男) しみず	京都府京都市伏見区小 栗栖北後藤町1番地	沖縄県那覇市小緑5丁目 15番地12 コートシャ ルマン405	昭和56年2月13日	民進党	民進党職員

(注) 候補者が通称を使用する場合、「候補者氏名」の欄は通称で記載することとし、その下に戸籍名を() 書きすること。

立 候 補 者 一 覧 (那 覇 市 議 会 議 員 一 般 選 挙)

届出 番号	候 補 者 氏 名	本 籍	住 所	生 年 月 日	党	派	職 業
36	がねこ 我如古 イチロー (我如古 一郎)	沖縄県那覇市字真地 2 1 6 番地	沖縄県那覇市字真地 2 1 6 番地 1 5	昭和33年4月19日	日本共産党		那覇市議会議員
37	みやひら 宮平 あやこ (宮平 綾子)	沖縄県那覇市首里大名 町一丁目190番地	沖縄県那覇市泊1丁目1 番地12 コーポラス華 1 0 1	昭和42年5月29日	自由民主党		ライフサポート沖 縄 代表
38	にしななま 西中間 ヒサエ (西中間 久枝)	沖縄県那覇市松川三丁 目23番	沖縄県那覇市松川3丁目 2 3 番 5 3 号 ユタカハ イム2松川503	昭和49年3月24日	日本共産党		無職
39	まえだ マエダ ちひろ (前田 千尋)	沖縄県那覇市三原二丁 目223番地	沖縄県那覇市壺屋1丁目18 番16号	昭和46年8月12日	日本共産党		那覇市議会議員
40	たいら 平良 ジンイチ (平良 仁一)	沖縄県那覇市字鏡水 2 7 8 番地	沖縄県那覇市鏡原町1番 2 6 号	昭和18年12月15日	無所属		那覇市議会議員
41	きんじょう 金城 シントク (金城 眞徳)	沖縄県那覇市首里平良 町一丁目89番地	沖縄県那覇市首里石嶺町 3 丁目 2 4 0 番地 3	昭和16年10月19日	無所属		那覇市議会議員
42	おくま あやの (奥間 綾乃)	沖縄県中頭郡嘉手納町 字水釜258番地	沖縄県那覇市天久2丁目 2 番 3 5 号 レジデンス新 垣 2 - B	昭和52年11月27日	無所属		無職

(注) 候補者が通称を使用する場合、「候補者氏名」の欄は通称で記載することとし、その下に戸籍名を () 書きすること。

立 候 補 者 一 覧 (那 覇 市 議 会 議 員 一 般 選 挙)

届出 番号	候 補 者 氏 名 ふ り が な	本 籍	住 所	生 年 月 日	党	派	職	業
43	タカハシ喜重 (高橋 喜重) よしげ	東京都港区赤坂七丁目 9 番	沖縄県那覇市繁多川3丁目 4番40-606号 繁 多川市営住宅B棟	昭和23年2月8日	無所属		発明家	
44	宮城 えみこ (内海 惠美子) みやぎ	沖縄県那覇市宇栄原 1276番地	沖縄県那覇市字小禄878番 地5	昭和24年1月1日	無所属		那覇市議会議員	
45	当間 やすのり (当間 安則) とうま	沖縄県那覇市字安次嶺 91番地	沖縄県那覇市金城3丁目 10番地14	昭和35年12月11日	無所属		無職	
46	やかび 康之 (屋嘉比 康之) やすゆき	沖縄県那覇市泊一丁目 36番地4	沖縄県那覇市古波蔵3丁目 3番17-302号 沖縄復興木 材ビル	昭和53年7月20日	無所属		無職	
47	前泊 みき (前泊 美紀) まえとまり	沖縄県那覇市字仲井真 398番地20	沖縄県那覇市旭町112番地 29 フレスコア旭橋1105	昭和47年11月26日	無所属		那覇市議会議員	
48	おおみね亮二 (大嶺 亮二) りょうじ	沖縄県那覇市字国場 46番地	沖縄県那覇市長田2丁目 24番82号 フリーベル 那覇シティ長田1003	昭和50年6月17日	自由民主党		無職	
49	大里 たけし (大里 剛) おおざと	沖縄県那覇市首里大中 町二丁目10番地	沖縄県那覇市寄宮3丁目 3番33号	昭和38年12月4日	自由民主党		無職	

(注) 候補者が通称を使用する場合、「候補者氏名」の欄は通称で記載することとし、その下に戸籍名を () 書きすること。

届出 番号	候補者氏名	本籍	住所	生年月日	党派	派	職	業
50	うなぎと 上里 ただし (上里 直司)	沖縄県那覇市首里金城 町四丁目28番地8	沖縄県那覇市首里金城町 4丁目28番地8	昭和48年2月27日	無所属		無職	
51	つとむ よしみね努 (吉嶺 努)	沖縄県那覇市首里金城 町三丁目48番地	沖縄県那覇市具志3丁目35 番9号 トップヒルズ具志 6-A	昭和51年11月5日	自由民主党		無職	
52	まさひろ イトカズ昌洋 (糸数 昌洋)	沖縄県島尻郡久米島町 字嘉手苅79番地	沖縄県那覇市泉崎1丁目17 番17号 ハウス泉崎301	昭和35年6月25日	公明党		那覇市議会議員	
53	ハナシロのりひと (花城 典史)	大阪府高槻市大蔵司二 丁目11番	沖縄県那覇市金城5丁目2 番地8 上江洲ビル306	昭和55年1月11日	自由民主党		無職	
54	きんじょう 金城 さとし (金城 聡)	沖縄県那覇市樋川一丁 目96番地1	沖縄県那覇市樋川1丁目 6番21号	昭和40年9月16日	日本維新の会		無職	
55	ひろし なかまつ寛 (仲松 寛)	沖縄県那覇市字松川 274番地2	沖縄県那覇市古波蔵1丁 目22番1号	昭和37年11月25日	無所属		無職	
56	よぎ 与儀 じっし (興儀 實司)	沖縄県国頭郡伊江村字 東江前555番地	沖縄県那覇市寄宮1丁目27 番13号	昭和29年8月23日	自由民主党		無職	

(注) 候補者が通称を使用する場合、「候補者氏名」の欄は通称で記載することとし、その下に戸籍名を()書きすること。

立 候 補 者 一 覧 (那 覇 市 議 会 議 員 一 般 選 挙)

届出 番号	候 補 者 氏 名 ふりがな	本 籍	住 所	生 年 月 日	党	派	職 業
57	トグチ ハツミ (渡口 初美)	沖縄県那覇市字当間 940番地	沖縄県那覇市三原2丁目 29番3号	昭和10年1月15日	無所属		料理研究家
58	やら えいさく (屋良 栄作)	沖縄県那覇市泊一丁目 100番地12	沖縄県那覇市字大道94番 地	昭和44年5月19日	無所属		那覇市議会議員
59	みやざと 宮里 ノボル (宮里 昇)	沖縄県名護市大西一丁 目519番地	沖縄県那覇市字安謝 272番地1 レジデン スフクハラ202	昭和22年12月7日	日本共産党		日本共産党役員
60	まさき はなしろ正樹 (花城 正樹)	沖縄県那覇市字国場 354番地	沖縄県那覇市泊1丁目4 番地4 ライオンズマンシ ョン泊第2-202	昭和53年9月1日	民進党		那覇市議会議員
61	ゆたか クワエ 豊 (桑江 豊)	沖縄県島尻郡与那原町 字与那原2998番地 3	沖縄県那覇市田原1丁目 9番地4 UMハイッ 401	昭和30年2月23日	公明党		那覇市議会議員
62	たわた えいこ (多和田 榮子)	沖縄県那覇市首里石嶺 町二丁目18番地	沖縄県那覇市首里石嶺町 3丁目81番地1 アパッ クス6-A	昭和22年5月1日	社会民主党		那覇市議会議員
63	まさほる エンドウ正治 (遠藤 正治)	沖縄県那覇市首里池端 町50番地	沖縄県那覇市首里石嶺町 4丁目335番地 石嶺市 営住宅4-104号	昭和27年4月14日	人民党		無職

(注) 候補者が通称を使用する場合、「候補者氏名」の欄は通称で記載することとし、その下に戸籍名を () 書きすること。

立 候 補 者 一 覧 (那 覇 市 議 会 議 員 一 般 選 挙)

届出 番号	候 補 者 氏 名 ふりがな	本 籍	住 所	生 年 月 日	党 派	職 業
64	うえはら 上原 ひろし (上原 博)	沖縄県那覇市字田原 1665番地	沖縄県那覇市字田原53番 地2 南ハウス3階	昭和42年5月29日	無所属	無職
65	うえはら 上原 やすお (上原 安夫)	沖縄県那覇市字小緑 1600番地8	沖縄県那覇市字小緑 1428番地15	昭和34年8月2日	日本共産党	日本共産党職員
66	やら ちょうすけ 屋良 朝助	東京都江戸川区平井三 丁目16番	沖縄県那覇市壺屋1丁目1 番1号	昭和27年1月14日	琉球独立党	政治団体「琉球独立党」代表
67	いしだ 石田 タツオ (石田 辰夫)	沖縄県那覇市繁多川二 丁目8番	沖縄県那覇市繁多川2丁目 8番43号	昭和27年6月2日	沖縄維新の会	無職

(注) 候補者が通称を使用する場合、「候補者氏名」の欄は通称で記載することとし、その下に戸籍名を () 書きすること。

那覇市議会議員一般選挙選挙長告示第 4 号

平 成 2 9 年 7 月 3 日
掲 示 済

候補者届出の氏名訂正について

平成 29 年 7 月 9 日執行の那覇市議会議員一般選挙における候補者届出の氏名について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

記

○氏名正誤表

届出番号	ふ り が な 候 補 者 氏 名	
	訂正前	訂正後
3 4	アグニ ^{あきら} 彰 (栗國 彰)	アグニ ^{あきら} 彰 (栗國 彰)

(注)「栗」ではなく、「栗」が正しい。

那 覇 市 議 会 議 員 一 般 選 挙
選 挙 長 唐 眞 弘 安

那覇市議会議員一般選挙選挙長告示第 5 号

平 成 2 9 年 7 月 7 日
掲 示 済

候補者届出の本籍地訂正について

平成 29 年 7 月 9 日執行の那覇市議会議員一般選挙における候補者届出の氏名について、誤りがありましたので、次のとおり訂正します。

記

○本籍地正誤表

届出番号	ふ り が な 候 補 者 氏 名	
2 3	おおやま 大 山 たかお (大 山 孝 夫)	
本籍地	訂正前	訂正後
	福岡県築上郡築上町 <u>大字</u> 312 番地 13	福岡県築上郡築上町 <u>大字築城</u> 312 番地 13
届出番号	ふ り が な 候 補 者 氏 名	
3 4	アグニ あきら 彰 (栗 國 彰)	
本籍地	訂正前	訂正後
	沖縄県那覇市 <u>識名</u> 1108 番地 6	沖縄県那覇市 <u>字識名</u> 1108 番地 6

那 覇 市 議 会 議 員 一 般 選 挙
選 挙 長 唐 眞 弘 安

監査委員告示

那覇市監査委員告示第 2 号平 成 2 9 年 6 月 2 9 日
掲 示 済

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	高 良 正 幸
同	糸 数 昌 洋

包括外部監査の事務を補助する者について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 32 第 1 項に規定する包括外部監査人の監査の事務を補助する者について、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住 所
新見 研吾	
本永 敬三	
友利 健太	

2 監査の事務を補助できる期間

平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

正 誤

○那覇市公報第 1694 号の正誤

2017（平成 29）年 6 月 15 日付け那覇市公報第 1694 号の那覇市議会訓令第 1 号について、次のとおり訂正する。

頁	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
468	上から 3 行目	平成 28 年 6 月 1 日	平成 29 年 6 月 1 日

○那覇市公報第 1695 号の正誤

2017（平成 29）年 7 月 3 日付け那覇市公報第 1695 号の那覇市議会訓令第 2 号について、次のとおり訂正する。

頁	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
498	上から 3 行目	平成 28 年 6 月 1 日	平成 29 年 6 月 1 日